

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【計算期間】	第3期(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
【ファンド名】	フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド (Phillip-Aizawa Trust Thai Fund)
【発行者名】	FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)
【代表者の役職氏名】	取締役 リー・ワイ・リム (Lee Wai Lim)
【本店の所在の場所】	英領西インド諸島、ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コーダン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド気付 (c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands, British West Indies)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹 野 康 造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹 野 康 造 弁護士 水 谷 共 宏
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

（注1）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成22年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝94.07円）によります。以下、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

（注2）ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、別段の記載がない限り四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

サブ・ファンドの主な目的は、一貫したプラスのリターンを達成することです。投資運用会社は、主にタイで設立されまたは事業を行っている企業により発行された、上場株式、無議決権預託証券(以下で説明します。)、債券、ワラントその他の証券、およびかかる証券のデリバティブ商品(オプション、先渡し、および先物を含みます。)にサブ・ファンドの勘定で投資しますが、投資対象はこれらに限られません。従って、サブ・ファンドは、純資産価額(以下純資産価額を「純資産総額」といいます。)の30%までは、タイ国外で上場されている企業の証券に投資することもできます。投資運用会社は、その方針として、自らがサブ・ファンドの勘定で投資している企業の支配を目的とはしません。

無議決権預託証券(以下「NVDR」といいます。)は、タイ証券取引所の完全子会社である、タイNVDRカンパニー・リミテッド(以下「NVDR社」といいます。)によって発行されるもので、外国人投資規制を避けて投資を促進する目的で、2001年に導入されました。投資先証券(普通株、優先株、ワラントおよびTSR(売買可能新株購入権)を含みます。)と同じ価格と金融上の利益を有します。NVDRは、タイ証券取引委員会によって正式に認められた有価証券であり、タイ証券取引所により自動的に上場有価証券とみなされます。2010年5月末日現在、605銘柄がNVDR社によって保管されており、これは全上場銘柄数の95.9%に相当します。NVDRに投資を行うことにより、投資家は、投資先証券に投資したのと同様に、配当および株主割当発行を含む、等しい金融上の利益を受領します。NVDRに投資することと投資先証券に投資することの唯一の違いは、NVDR保有者は議決権を有しないということです。しかし、上場廃止の決定などの重要な問題については、NVDR社が株主総会に参加し、その議決権を行使することになります。

ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがありません。

b. ファンドの性格

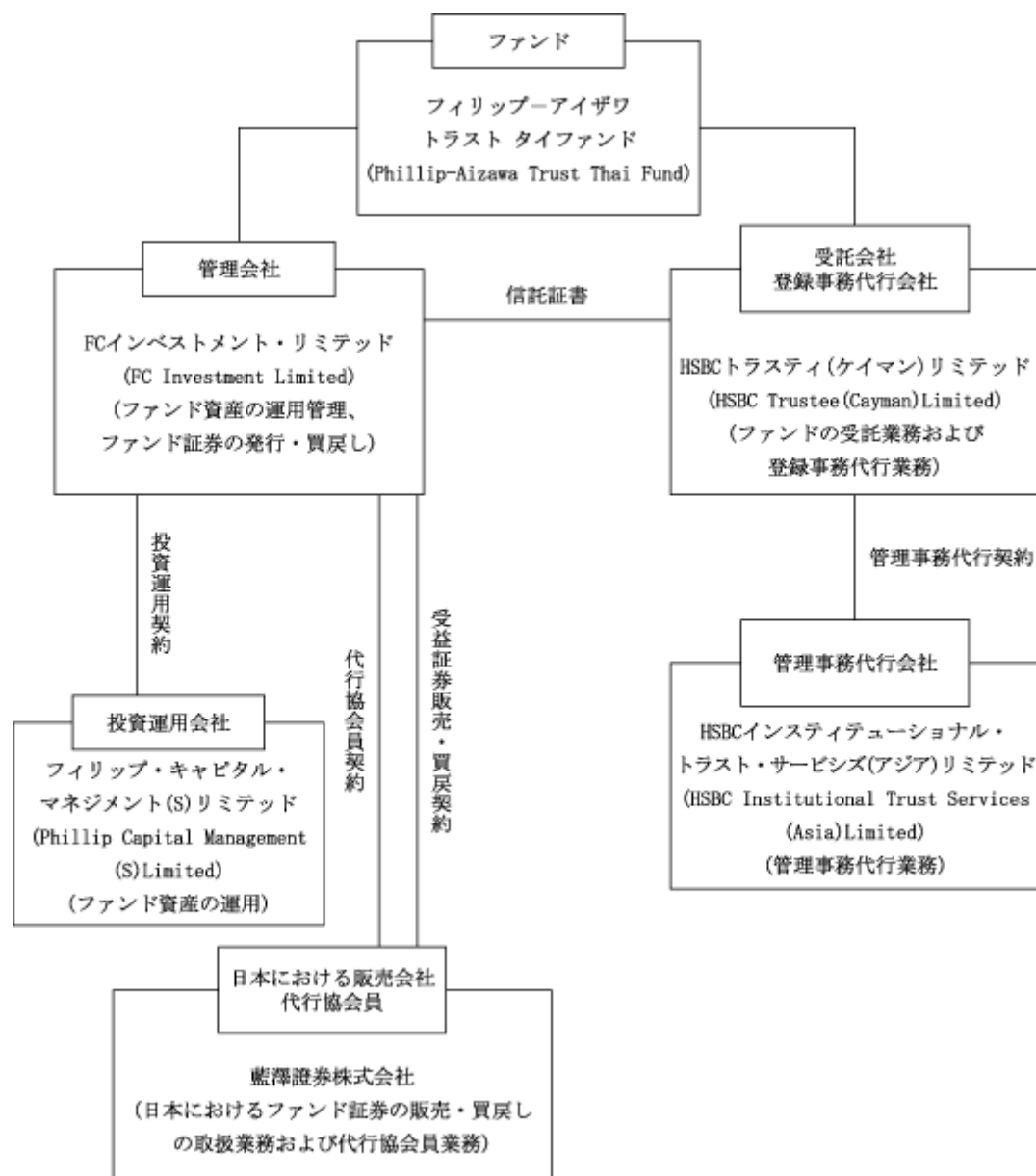
ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立されました。

受託会社および受託会社から任命されたいかなる者(管理会社も含みます。)も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有します。各受益者は、毎取引日書面による通知を日本における販売会社を通じて受託会社へ送付することにより、受託会社にそのファンド証券の買戻しを請求することができます。

1口当りの買戻価格は、受託会社によって買戻請求が受領された直後に計算される純資産価格です。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)	管理会社	2006年11月10日付で基本信託証書および補遺信託証書(以下併せて「信託証書」といいます。)を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を提供します。
フィリップ・キャピタル・マネジ メント(S)リミテッド (Phillip Capital Management (S) Limited)	投資運用会社	2006年11月10日付で投資運用契約 ^(注1) を管理会社と締結し ファンド資産の運用業務を提供します。
HSBCトラスティ(ケイマン)リミ テッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited)	受託会社 登録事務代行会社	2006年11月10日付で信託証書を管理会社と締結。ファンド資 産の管理・保管業務および登録事務代行業務を提供します。
HSBCインスティテューショナル・ トラスト・サービシズ(アジア)リ ミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)	管理事務代行会社	2005年9月2日付で管理事務代行契約 ^(注2) を締結しファン ド資産の管理事務代行業務を提供します。
藍澤證券株式会社	代行協会員 日本における 販売会社	2006年11月13日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注3) を締結。代行協会員業務を提供します。 2006年11月13日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻 契約 ^(注4) を締結。受益証券の販売・買戻業務を提供します。

(注1) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社が、管理事務代行業務を行うことを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券の純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本における販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約です。

③ 管理会社の概況

管理会社：	FCインベストメント・リミテッド(FC Investment Ltd.)		
1 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づき、ケイマン諸島で2003年9月に免除会社として設立されました。ケイマン諸島の会社法は、会社の設立、運営、株式の募集等、会社に関する基本的事項を規定しています。		
2 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。		
3 資本金の額	管理会社の本書提出日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。		
4 沿革	2003年9月9日に設立されました。		
5 大株主の状況	株式会社ファンドクリエーショングループ	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー37階	1,000株 (100%)

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

投資目的および投資方針

サブ・ファンドの主な目的は、一貫したプラスのリターンを達成することです。投資運用会社は、主にタイで設立されまたは事業を行っている企業により発行された、上場株式、NVDR、債券、ワラントその他の証券、およびかかる証券のデリバティブ商品(オプション、先渡し、および先物を含みます。)にサブ・ファンドの勘定で投資しますが、投資対象はこれらに限られません。従って、サブ・ファンドは、純資産総額の30%までは、タイ国外で上場されている企業の証券に投資することもできます。投資運用会社は、その方針として、自らがサブ・ファンドの勘定で投資している企業の支配を目的とはしません。

投資哲学、投資プロセスおよび投資手続

サブ・ファンドは、優れた中・長期のパフォーマンスの達成を目的とし、主にグロース(成長)投資の手法を採用します。投資運用会社は、市場の非効率性を探し出し、従来の考え方にとらわれずに、これまでにないトレンドや、見過ごされてきた成長要因を見つける努力をします。投資運用会社は、極端に株価が過小評価されている企業や経営実績の悪い企業、あるいは極端に高成長の企業には投資を集中せず、株価が妥当で成長性のある企業に投資を行います。投資運用会社は、こうした投資スタイルを採ることで、保有期間やボラティリティ、成長性等といった諸要素間のバランスがとれた運用を行うことが可能となります。

投資運用会社は、一貫した意思決定のフレームワークに基づいて下される判断と、ファンド・マネージャーの経験とを組み合わせた投資スタイルを採用します。これにより、ファンド・マネージャーは、投資判断の原則に基づいた運用を行いながら、変化する投資環境に対して柔軟に対応することができます。

投資プロセスは、トップダウン・アプローチおよびボトムアップ・アプローチの長所の組み合わせにより特徴付けられます。資産およびセクター配分の決定は、トップダウン・アプローチに基づいて行われます。投資運用会社は、株価や債券利回り、為替に影響を及ぼしうる事象について、基本的なマクロ経済の観点から評価します。

ボトムアップ・アプローチは、証券の絶対的および相対的な魅力を決定するための積極的な定性・定量分析を含みます。投資運用会社は、投資を予定している対象の投資価値を決定するために厳密なファンダメンタル分析を行い、テクニカル分析によって市場の潜在的トレンドを予測します。投資運用会社は、投資対象となる銘柄の潜在的な価値が株価の上昇に結びつくタイミングを注意深くうかがいます。

投資運用会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ構築に関して参考になる、様々な情報源からの情報に積極的にアクセスします。投資運用会社は、初期選別またはモニタリングを行うツールとして、定量スクリーニングを利用します。定量スクリーニングの結果は、財務指標などによる銘柄の初期選別を迅速に行うことを容易にします。資産配分の決定がなされると、運用チームが初期選別によって投資候補銘柄を特定し、それらに対してファンダメンタル分析を行い、適正株価のレンジを決定します。これらの銘柄が適正株価を下回って取引されている場合、投資運用会社は、株価変動のきっかけ(カタリスト)と、株価ギャップが埋まるまでの時間を予測します。投資運用会社は、その銘柄への投資がリスクに見合うものであると判断した場合にのみ、ポートフォリオに組入れます。この時点で、個別の銘柄および全般的なポートフォリオの双方のレベルにおいて、綿密な入口・出口戦略が計画されます。

サブ・ファンドの資産は、いつの時点においても、上記において概説した趣旨の範囲内で、上場または未上場の普通株式、優先株式、NVDR、ワラント、債券、またはその他のデリバティブ商品に投資することができます。投資運用会社は、投資が行われるまで、一時的に、サブ・ファンドの現金を定期預金や短期金融商品、およびその他の現金預金等価物などの金融商品で運用することができます。また、投資運用会社は、ヘッジングまたはリスク管理の目的で、有価証券やその他の金融商品に直接投資を行うことができます。



(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

管理会社の取締役は、ファンドの関係法人に対する管理を行います。

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社に委託しています。投資運用会社には、3名のファンド・マネージャーおよび3名の投資アナリストにより構成される投資チームがあります。投資チームは最高投資責任者がリーダーとなり、投資戦略を開発し、投資決定を下します。投資運用会社のファンド・マネージャーおよび投資アナリストには、ファンドに対し、投資についての考えを述べる責任があります。投資運用会社は、マクロ経済および市場動向の精査および分析、株価のモニター、有価証券の選別および分析ならびに投資戦略および株式選別のための最終的な意見の提案を行います。このような投資に係る監視および分析機能を実行するにあたって、投資運用会社はブローカー、アナリスト、経営者および取引関係者を含む関係者等の幅広いネットワークから定期的に受領する膨大なリサーチおよびその他の情報に広く依拠しています。

投資決定は、主に投資運用会社の投資委員会の週次ミーティングにおいて行われます。投資委員会の4名の委員は投資チームのメンバーであり、代表ファンド・マネージャーおよび最高投資責任者を含みます。投資委員会は投資運用会社の最高投資責任者が議長を務めます。投資委員会は最優先事項として、ファンド・マネージャーおよび投資アナリストが提案する投資についての意見すべてに関する報告および精査を行い、ポートフォリオ戦略、資産配分、株式選別および組入銘柄の変更に係る投資決定を下します。ファンドの代表ファンド・マネージャーは投資委員会のミーティングにおける投資決定が実行されるよう努めます。

代表ファンド・マネージャーは、ファンドの全体的な運用実績のモニターを行います。投資運用会社はファンドの管理事務代行会社により作成される評価レポートを検討し、ファンドの評価の適切な実施を確保します。

(4) 【分配方針】

管理会社は、その単独の裁量により、収益ならびにサブ・ファンドの実現および未実現キャピタル・ゲインの分配を行うことができます。管理会社は、現在、受益証券に関して分配金の支払を予定していません。

(5) 【投資制限】

サブ・ファンドは、以下の主な投資制限に従います。

1 空売り

投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定で証券を空売りすることができます。しかし、空売りされる証券の総額は、直近の純資産総額を超えることはできません。

2 タイ国外で上場されている証券

直近の純資産総額の30%を超えない部分については、タイ国外で上場されている株式、債券、ワラントおよびその他の証券、ならびにかかる証券のデリバティブ(オプション、先渡しおよび先物を含みます。)に投資することができます。

3 単一発行体制限

- (a) 直近の純資産総額の10%を超えない部分は、単一の発行体により発行されたいずれかのクラスの証券に投資することができます。この制限を計算する際は、デリバティブは除かれます。
- (b) 投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定で、ある1つの会社の発行済株式総数の10%を超えて取得することはできません。
- (c) 疑義を避けるため、単一発行体制限は、以下から生じる短期預金の配分には適用されません。
 - a. 投資運用会社による投資の開始時までの、払込日に受領済の募集金額
 - b. 再投資までの投資対象の換金
 - c. サブ・ファンドの終了前に近々満期となる投資対象の換金であり、かつ、これらの金銭を様々な機関に配分することが受益者の利益とならない場合

4 デリバティブ

サブ・ファンドは、ワラント、オプション、先物および先渡しを含むデリバティブに投資することができます。直近の純資産総額の15%を超えない部分は、かかる商品に投資することができます。

5 一般的な制限

- (a) 投資運用会社は、被投資会社の経営に参加しません。
- (b) サブ・ファンドは、商品および／または不動産を扱う会社の証券には投資できますが、商品または不動産そのものには投資しません。
- (c) サブ・ファンドの投資対象は、負債の担保としていかなる方法においても、譲渡担保権、抵当権、質権を設定をされず、また譲渡もされません。
- (d) 投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定で引受または下引受取引を行いません。
- (e) サブ・ファンドは、無限責任を生じさせる投資対象に投資しません。ただし、この制限は、デリバティブへの投資には適用されないものとします。

投資運用会社は、上記の投資制限および下記の借入制限の遵守について監視する責任のみを負います。

別段の記載がない限り、上述の投資制限は、投資に関連する取引の実行または契約の日付において適用されます。投資制限は、かかる制限内に含まれるいずれかの制限が以下の結果として遵守されなかったことのみを理由とする場合は、違反しているとみなされず、かつ、サブ・ファンドの投資ポートフォリオの変化は必ずしも影響を受けません。

- (a) サブ・ファンドのいずれかの投資対象の価額の値上がりもしくは値下がり
- (b) 資本の性質を有する権利、ボーナス、または利益の受領を理由とする場合
- (c) 合併、再建、または転換または交換のためのスキームまたは取決め
- (d) サブ・ファンドの投資ポートフォリオにおいて保有されている証券についての返済または償還

しかし、関連する証券は制限が再度遵守されるまでは取得されません。投資制限のいずれかが不注意により遵守されなかった場合、投資運用会社は、優先目標として、違反に気付いてから60日以内に、受益者の利益を考慮して、違反を是正するのに必要な合理的な措置をすべて講じます。前記に加えて、投資運用会社がサブ・ファンドを代理して以下のことを行うことはありません。

- (a) 当事者として、自己もしくは自己の取締役と取引を行うこと
- (b) 投資運用会社の利益もしくはサブ・ファンド以外の当事者の利益を目的とした取引を行うこと
- (c) 1つの会社の株式の取得の結果、投資運用会社に管理されるすべてのミューチュアル・ファンドに保有される当該会社の株式総数が当該会社の発行済株式総数の50%を超える場合に、その会社の株式を取得すること

借入

ファンドの投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定で、一回に純資産総額の10%まで、現金を借入れることができます。

3 【投資リスク】

① リスク要因

投資家は、受益証券の価格が上がるだけでなく下がる場合があることに留意する必要があります。サブ・ファンドへの投資は大きなリスクを伴います。投資運用会社は潜在的な損失を最小限に抑えるよう企図された戦略を実施することを意図しますが、かかる戦略が実施されるという保証、または当該戦略が実施された場合にそれが成功するという保証はありません。受益証券の流通市場が形成される可能性は低く、従って、受益者は、買戻しという手段によってのみ受益証券の処分を行うことができます。投資家は、サブ・ファンドへの投資の大部分または全部を喪失する可能性があります。そのため各投資家は、サブ・ファンドへの投資リスクを負うことができるか否かに関して慎重に考慮すべきです。以下、リスク要因について記載しますが、下記の記述はサブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではありません。

投資目的の達成

サブ・ファンドの投資目的が成功するとの保証または表明は一切行われていません。サブ・ファンドの投資プログラムは、レバレッジ、流動性を欠く投資対象への投資および分散の限定等の投資手法を含む場合があります。係る運用は、一定の状況において、サブ・ファンドの投資対象が被る悪影響を最大化する可能性があります。サブ・ファンドが一貫してプラスのリターンを達成するという投資目的を達成する保証はありません。

レバレッジ

サブ・ファンドは、借入れによってレバレッジされる場合があります。投資運用会社は、自らが必要または望ましいと判断する場合、サブ・ファンドの勘定で、レバレッジを構成する投資戦略をとる場合があります。かかる戦略には、証券の借入れおよび空売りならびに先物およびオプション等の特定種類のデリバティブ証券およびデリバティブ商品の取得および処分が含まれる場合があります。

レバレッジは、より高い総リターンを得る機会を提供する一方で、不利な価格変動により生じるより大きな損失リスクをサブ・ファンドに負わせます。

証券の借入れ

投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定で、貸し手が当該証券を直ちに回収できるという条件で証券を借り入れることがあります。証券が回収される場合、投資運用会社は、早期に戦略を練り直すことが必要となり、これにより損失を生じる場合があります。投資運用会社は、できる限り、回収不可の株式を借り入れるよう努力します。

デリバティブ

デリバティブは、その価値が単一または複数の投資先証券、金融ベンチマークまたは指数に連動している証券および契約を含みます。デリバティブにより、投資家は、投資先資産への投資にかかる費用の一部で、特定の証券、金融ベンチマークまたは指数の価格変動をヘッジしまたはこれに投機することができます。デリバティブの価値は、投資先資産の価格変動に大きく依存します。従って、投資先資産の取引に適用されるリスクの多くは、デリバティブ取引にも適用されます。ただし、デリバティブ取引に関連するリスクは他にも多くあります。例えば、多くのデリバティブは取引実行時に支払われまたは預託される金銭よりもかなり多くの市場エクスポージャーを提供するため、比較的わずかで不利な市場動向が、投資額の全損だけでなく、当初の投資額を超える損失をサブ・ファンドに被らせる可能性があります。投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で取得しようとするデリバティブが、特定の時期に満足のいく条件で入手できるとの保証はなく、または全く入手できない可能性があります。

実績報酬

投資運用会社に対して支払われる実績報酬は、投資運用会社が、当該実績報酬がない場合に行うよりも、よりリスクが高くまたは投機的な投資を行う誘因となる場合があります。投資予定者は、投資運用会社に対して支払われる管理報酬および実績報酬が、未実現利益(および未実現損失)に一部基づいていること、また、サブ・ファンドがそのような未実現損益を全く実現しない場合があることに留意すべきです。

主要な個人へ依存

サブ・ファンドの資産に関する投資判断は投資運用会社によって行われます。受益者は、サブ・ファンドの運用に参加する権利または権限を有しません。結果として、当面のサブ・ファンドの成功は、投資運用会社の能力に大きく依存しています。サブ・ファンドの勘定で投資運用会社が採用する戦略がリターンを達成するまたは成功するとの保証はありません。従って、投資運用会社の主要な個人が死亡するかまたはその他ある期間能力を失った場合、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が出る可能性があります。

決済リスク

サブ・ファンドは、投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で取引を行う、相手方当事者の信用リスクにさらされ、決済不履行リスクも負うことになります。

為替レート

受益証券は、サブ・ファンドが米ドル貨以外の通貨建ての資産に投資される場合に、為替レートの変動にさらされます。投資運用会社は、サブ・ファンドを代理し、外国為替取引を通じて、かかるエクスポージャーに関連するリスクを部分的に相殺しようと努める場合があります。外国為替取引が実行される市場は、専門性および技術性が高く、乱高下が激しくなります。当該市場において、流動性および価格の変動を含む重大な変化は、非常に短い期間、しばしば数分のうちに発生する可能性があります。外国為替取引リスクは、為替レートリスク、為替交換リスク、金利リスクおよび地域の為替市場、外国投資または特定の外貨取引を規制することによる外国政府による介入の可能性を含みますが、これらに限られません。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場が形成される見込みはありません。従って、受益者は、買戻しという手段によってのみ受益証券の処分を行うことができます。買戻請求日から関係する買戻日までの期間に、受益証券の買戻請求を行う受益者が保有する受益証券の純資産総額が下落するリスクは、買戻しを請求する受益者が負います。

買戻しについて生じ得る結果

受益者が受益証券につき相当額の買戻しを請求する場合、投資運用会社は、当該買戻しに必要となる資金に充当するために現金を調達する目的で、その他の場合に望ましいとされるよりも迅速に、かつより不利な価格で、サブ・ファンドの投資対象を清算する必要に迫られる可能性があります。

政府、経済、社会等に関する検討事項

サブ・ファンドの投資対象資産の純資産総額および流動性は、為替レート、為替管理、金利の変化、ならびに政府方針および税制の変更、ならびに社会、政治および経済の不安定性、またはタイおよびサブ・ファンドの投資先であるその他の国々におけるもしくはこれらの国々に影響を与えるその他の事象の悪影響を受ける場合があります。

政治的リスク

タイは、その他の新興市場と共に、タイの経済ひいてはサブ・ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性のある政治的変革、政府規制、社会不安または外交展開（戦争を含みます。）について通常よりも高いリスクにさらされる場合があります。国有化またはその他類似の行為により、資産が没収され、影響を受ける会社の株主がほとんどまたは全く報酬を受領できない場合があります。

タイの経済は、国際取引に大きく依存しているため、貿易障壁またはその他の保護貿易政策および一般的な国際経済の変動により悪影響を受ける場合があります。

本国送金リスク

タイにおける投資は、資金の本国送金に関し、関連する認可の遅延もしくは認可拒否により、または取引の決済手続に影響を及ぼす政府介入により悪影響を受ける可能性があります。タイにおいて投資を行う前に付与された認可は、変更されまたは撤回される場合があり、新たな制限が課される場合もあります。

規制上のリスク

タイにおける投資は、新たな法律が導入され、為替管理が行われ、個別の会社が規制条項を採用し、または非居住者(個別にまたは共同で)が特定の会社またはセクターにおけるサブ・ファンドの保有制限に違反した場合に、規制上のリスクにさらされます。

外国保有制限

一般に、タイの会社の株式には、49%の外国投資制限が課されています。証券の直接所有を求める外国人投資家のための代替ボードとして、保有する証券が特定の会社について設定される外国保有制限を超過してはならないという主な制限付きで、フォーリンボードが設定されました。概して、外国保有制限は、フォーリンボードにおける株式にプレミアムを生じる、需要の供給超過をもたらします。しかし、タイ以外の投資家がNVDR(年次総会での議決権を除き、自らの名義で証券を保有している場合と同様の金融上の利益が得られます。)によってほぼすべての上場会社について100%まで投資することができるため、かかるプレミアムが将来に発生する見込みはありません。

無議決権預託証券(NVDR)

投資家は、NVDRに投資することにより、ある会社の普通株式に直接投資する投資家と同様の金融上の利益(配当、株主割当発行およびワラント等)を受け取ります。しかし、NVDRの保有者は、会社の意思決定に参加することはできません。

市場のボラティリティの可能性

タイ証券取引所は、最近において極端な価格変動を経験しており、そのような変動が将来に発生しないと保証することはできません。

流動性

投資運用会社は、ファンドの勘定において、未上場証券だけでなく上場証券にも投資する場合があります。上場証券、特に中小企業の上場証券への投資は、証券の流動性を保証するものではなく、未上場証券への投資は、高い非流動性リスクにさらされています。極端な市況または注文規模によっては、必ずしも希望価格での買注文もしくは売注文の実行またはオープン・ポジションの清算ができるとは限りません。

企業の情報開示、会計および規制基準

一部のタイの企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、タイの企業に関する公に利用できる情報も少ない場合があります。また、タイの企業が、米国やヨーロッパの企業に適用される会計基準とはかなりの点で異なる会計の基準および要件に従っている場合があります。

分配

本書の日付の時点で、管理会社は受益者に対し分配を支払うことを予定しておらず、むしろサブ・ファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインはすべて再投資されることを予定しています。従って、サブ・ファンドへの投資は、財務または税金対策の目的で現時点での収益を求める投資家には適していません。

② リスクに対する管理体制

投資運用会社は、適用法令ならびにファンドの投資方針および制限を遵守するために、リスク管理およびコンプライアンスの手続きを確立しています。この手続きには、ベンチマークに対するポートフォリオの運用実績およびポートフォリオのリスク、さらには投資制限が遵守されているかの定期的な監視が含まれています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 海外における申込手数料

ファンド証券1口当りの発行価格に、発行価格の3%を超えない額の申込手数料が課されます。

② 日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
5,000口未満	3.15%(税抜3.00%)
5,000口以上10,000口未満	2.625%(税抜2.50%)
10,000口以上	2.10%(税抜2.00%)

(2) 【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

② 日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

(3) 【管理報酬等】

① 受託報酬

受託会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.1%の割合の報酬の支払いを受けます。この報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。ただし、この報酬は、毎月最低でも1,500米ドル支払われます。

さらに、受託会社は、通常の基準による評価手数料および取引手数料を請求する権利を有します。加えて、受託会社は、サブ・ファンドの設定に関し、当初報酬として4,000米ドルを受領しました。また、受託会社は、サブ・ファンドの登録事務代行会社として、年2,500米ドルを超えない額(毎月後払いで比例配分に基づき支払われます。)も請求します。受託会社は登録事務代行会社として、受益証券の申込み・買戻しおよび受益者への分配(もしあれば)の手続きに関する取引手数料の支払いを受ける権利も有します。これらの報酬は、サブ・ファンドにより支払われます。副保管会社の任命に関するすべての報酬または手数料、当該副保管会社が負担する経費、ならびに受託会社および管理事務代行会社のすべての立替費用も、サブ・ファンドが負担します。

2009年12月31日に終了した会計年度中の受託報酬および管理事務代行費用は、それぞれ36,930米ドルおよび8,829米ドルでした。

② 管理報酬

管理会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.1%の管理報酬の支払いを受けます。この管理報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。

2009年12月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、16,047米ドルでした。

③ 投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.7%の報酬の支払いを受けます。この投資運用報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。

2009年12月31日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、112,329米ドルでした。

また、投資運用会社は、各暦四半期末に計算され、後払いされる実績報酬(以下「実績報酬」といいます。)の支払いを受ける権利を有します。いずれかの暦四半期(以下「該当四半期」といいます。)に係る実績報酬は、該当四半期末における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格が、該当四半期以前のいずれかの暦四半期末における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格の最高額または当初発行価格の100米ドル(当該最高額を上回る場合)を超える分の金額に、該当四半期中の発行済受益証券口数の平均を乗じた額の10%に相当します。サブ・ファンドのパフォーマンスは、当初は、当初発行価格である受益証券1口当たり100米ドルに対して測定され、最初の暦四半期について比例按分されました。最初の実績報酬は、2007年3月の最終評価日における受益証券の純資産価格が当初発行価格の100米ドルを超える分の金額に基づいて決定されました。

説明のために記載すると、該当四半期の実績報酬は、該当四半期末における受益証券の純資産価格により、以下の算式に従って計算されます。

実績報酬＝(受益証券の純資産価格－ハイ・ウォーターマーク) × 10% × 該当四半期中の発行済受益証券口数の平均

上記の算式において：

「受益証券の純資産価格」とは、評価日における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格をいいます。

「ハイ・ウォーターマーク」とは、該当四半期以前の各四半期末における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格の最高額または100米ドルのいずれか高い方をいいます。

「該当四半期中の発行済受益証券口数の平均」とは、該当四半期中の各評価日に発行している受益証券口数の単純1日平均をいいます。

いずれかの評価日における受益証券の申込価格および買戻価格を計算する目的上、当該評価日における実績報酬は発生しますが、実績報酬を決定するための該当四半期末における受益証券の純資産価格の計算においては、かかる発生は無視されるものとします。

2009年12月31日に終了した会計年度中の実績報酬は、0米ドルでした。

④ 販売報酬

日本における販売会社は、発行される受益証券の申込価格(申込金額)の3.0%(消費税を除きます。)を上限とする申込手数料を受取ることができます。受益証券を購入する投資家は、申込手数料を日本における販売会社から個別に請求されます。

サブ・ファンドに関する販売報酬は、各評価日に算出される純資産総額の年率0.5%に等しいものとします。販売報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。販売報酬は、サブ・ファンドが支払義務を負い、サブ・ファンドの資産から支払われます。

2009年12月31日に終了した会計年度中の販売報酬は、80,235米ドルでした。

⑤ 代行協会員報酬

サブ・ファンドに関する代行協会員報酬は、各評価日に算出される純資産総額の年率0.2%に等しいものとします。代行協会員報酬は各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。代行協会員は、提供するサービスに関して合理的に生じた立替費用の支払を受ける権利を有します。代行協会員報酬および代行協会員の立替費用は、サブ・ファンドが負担し、サブ・ファンドの資産から支払われるものとします。

2009年12月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、32,094米ドルでした。

(4) 【その他の手数料等】

運営費用

受託会社は、下記に掲げたものを含むもののこれらに限られないサブ・ファンド自身の直接の運営費用をサブ・ファンドの信託財産からのみ支払います。

- サブ・ファンドの資産および収益に課されるすべての公租公課
- サブ・ファンドの組入証券に関わる取引について支払うべき通常の銀行取引手数料(かかる手数料は取得価額に含まれ、また売却価額からは控除されます。)
- 券面印刷費、基本信託証券およびサブ・ファンドに関するその他一切の書類(サブ・ファンドまたはファンド証券の募集に関する規制当局(各国の証券業協会を含みます。)に提出すべきまたは日本の投資家に配布すべき有価証券届出書および目論見書を含みます。)の作成および／または提出および印刷費用
- 上述の規制当局の適用法令に基づき要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者および実質上の受益者の利益のために必要とされる言語で作成し、かつ配布する費用
- サブ・ファンドの受益者および実質上の受益者に対する公告の作成および交付費用
- サブ・ファンドの受益証券のマーケティング費用(広告費用を含みます。)
- 合理的な額の弁護士、監査および会計士の手数料および費用

2009年12月31日に終了した会計年度中の運営費用およびその他の費用は、419,863米ドルでした。

創立費および募集費用

サブ・ファンドに係る創立、発行、および公募に係る費用(185,613米ドル)は、受益証券の募集による手取金から支払われ、サブ・ファンドの最初の会計年度で償却されました。創立費および募集費用は、香港で一般に認められる会計原則により負担済みとして経費に計上されますが、ファンドの監査人は、創立費の償却が財務諸表の発表に重大な影響を及ぼすと判断した場合、監査意見を修正する可能性があります。サブ・ファンドが、かかる会計年度以内に解散される場合には、残額は解散時にサブ・ファンドに課されることになります。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I 本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、15%の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限り、)との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

III ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。

(2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します。この場合支払調書は提出されません。

(3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。

(4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、税制等の変更により上記IないしIII記載の取扱いは変更されることがあります。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、既存の法律に基づき、ファンド、サブ・ファンドまたはその受益者に対して所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、どの国ともファンドについての支払に適用される二重課税回避条約を締結していません。

ファンドは、ケイマン諸島内閣の総督から、ケイマン諸島の信託法(2009年改正)(以下「信託法」といいます。)第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得または資本資産、収益もしくは価格上昇に対して科される税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課すために爾後制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されないか、またはかかる財産または利益に関し本受託会社または本受益者に適用されないとの保証を受領しています。

ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課されません。

本書提出日現在、ケイマン諸島には為替管理は存在しません。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

(2010年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	タイ	16,937,740.05	90.08
	シンガポール	193,179.57	1.03
不動産投資信託	タイ	577,404.96	3.07
先物	タイ	3,335.69	0.02
小計		17,711,660.27	94.19
現金・その他の資産(負債控除後)		1,091,868.28	5.81
総計(純資産総額)		18,803,528.55 (約1,769百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(i) 株式

(2010年4月末日現在)

順位	銘柄	国	業種	株数 (株)	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	THAI OIL PCL - NVDR	タイ	石油	1,200,000	1.21	1,448,765.76	1.46	1,746,941.21	9.29
2	PTT EXPLORATION & PRODUCTION PCL-NVDR	タイ	石油	347,000	4.31	1,495,899.40	4.71	1,633,699.78	8.69
3	THAI TAP WATER SUPPLY PCL NVDR	タイ	水道事業	9,760,000	0.13	1,269,438.60	0.13	1,287,830.20	6.85
4	THORESEN THAI AGENCIES PLC - NVDR	タイ	運輸	1,474,500	0.84	1,239,659.55	0.73	1,077,844.14	5.73
5	SIAM COMMERCIAL BANK PCL - NVDR	タイ	金融	384,600	2.43	933,934.12	2.54	976,837.49	5.19
6	ASIAN PROPERTY DEVELOPMENT PCL-NVDR	タイ	不動産	6,098,200	0.20	1,191,187.91	0.16	963,321.00	5.12
7	LAND & HOUSES PUBLIC CO LTD - NVDR	タイ	不動産	5,294,900	0.21	1,138,282.00	0.16	828,224.98	4.40
8	BANPU PUBLIC COMPANY LTD - NVDR	タイ	石炭	40,300	19.57	788,626.86	19.89	801,381.41	4.26
9	AIRPORTS OF THAILAND PCL (F/R)	タイ	空港	675,600	1.39	937,777.58	1.06	716,719.80	3.81
10	MASS COMM ORGANIZATION OF THAILAND NVDR	タイ	メディア	996,100	0.81	803,335.63	0.72	715,797.39	3.81
11	MINOR INTERNATIONAL PCL (NVDR)	タイ	ホテル	2,372,000	0.39	914,022.15	0.29	697,971.16	3.71
12	CP ALL PCL NVDR	タイ	小売	720,000	0.73	523,757.58	0.86	618,863.22	3.29
13	KASIKORNBANK PCL - NVDR	タイ	銀行	200,000	2.54	507,591.82	2.80	559,083.14	2.97
14	CENTRAL PATTANA PCL - NVDR	タイ	不動産	900,000	0.64	577,622.36	0.61	549,171.41	2.92
15	THAI STANLEY ELECTRIC PCL-NVDR	タイ	自動車機器	123,900	3.88	481,169.26	4.06	502,738.09	2.67
16	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL - NVDR	タイ	医療	522,700	1.09	570,497.55	0.93	485,705.41	2.58
17	PTT AROMATICS & REFINING PCL NVDR	タイ	石油	500,000	0.89	443,154.23	0.86	429,766.12	2.29
18	TOTAL ACCESS COMM PCL (FR)	タイ	電気通信	379,400	1.18	448,766.25	1.06	402,491.85	2.14
19	TRUE CORP PCL - NVDR	タイ	電気通信	3,979,300	0.10	411,337.38	0.08	335,254.62	1.78
20	CAPITAL NOMURA SECURITIES PLC - NVDR	タイ	金融	325,100	1.11	360,407.13	0.94	307,125.58	1.63
21	BANGKOK BANK PCL-NVDR	タイ	金融	74,600	3.78	281,754.87	3.61	269,193.11	1.43
22	PRECIOUS SHIPPING PLC - NVDR	タイ	運輸	446,100	0.82	366,052.58	0.58	257,006.65	1.37
23	SINO THAI ENGINEERING & CONSTRUCT-NVDR	タイ	建設	1,452,700	0.21	310,432.48	0.16	236,229.66	1.26
24	PRANDA JEWELRY PUBLIC CO LTD NVDR	タイ	宝飾品	1,390,000	0.27	371,723.89	0.17	230,339.15	1.22
25	MERMAID MARITIME PCL	シンガポール	石油	362,000	0.52	189,889.54	0.53	193,179.57	1.03
26	AIRPORTS OF THAILAND PCL - NVDR	タイ	空港	157,400	1.21	190,565.06	1.06	166,980.01	0.89
27	WORKPOINT ENTERTAINMENT-NVDR	タイ	メディア	670,500	0.58	392,020.15	0.21	141,223.47	0.75

(ii)不動産投資信託

(2010年４月末日現在)

順位	銘柄	国	種類	保有口数	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	CPN RETAIL GROWTH LEASEHOLD FUND REIT	タイ	不動産投資 信託	1,827,600	0.29	528,549.29	0.32	577,404.96	3.07

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2010年４月末日現在)

③【その他投資資産の主要なもの】

(2010年４月末日現在)

順位	銘柄	国	種類	償還日	数量	帳簿金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	KGI-PTT AROMATICS & REFNG EQ SP 7MAY2010	タイ	先物	2010年５月７日	625,000	0.00	4,661.61	0.02
2	KGI-PTT PUBLIC CO LTD EQ SP 21MAY2010	タイ	先物	2010年５月21日	32,300	0.00	-156.07	0.00
3	KGI-ADVANCED INFO SVS PUB EQ SP 21MAY10	タイ	先物	2010年５月21日	109,000	0.00	-1,169.85	-0.01

(3) 【運用実績】**① 【純資産の推移】**

下記会計年度末および2010年4月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2007年12月末日)	42,024,050.67	3,953,202,447	126.87	11,935
第2会計年度末 (2008年12月末日)	14,198,520.51	1,335,654,824	73.14	6,880
第3会計年度末 (2009年12月末日)	19,844,627.09	1,866,784,070	114.48	10,769
2009年5月末日	15,081,736.45	1,418,738,948	87.92	8,271
6月末日	16,037,865.45	1,508,682,003	95.99	9,030
7月末日	16,165,019.62	1,520,643,396	98.57	9,272
8月末日	16,744,858.74	1,575,188,862	104.10	9,793
9月末日	18,810,880.02	1,769,539,483	118.55	11,152
10月末日	17,396,456.98	1,636,484,708	112.03	10,539
11月末日	19,549,500.71	1,839,021,532	111.75	10,512
12月末日	19,844,627.09	1,866,784,070	114.48	10,769
2010年1月末日	18,525,290.79	1,742,674,105	107.67	10,129
2月末日	18,738,695.29	1,762,749,066	111.06	10,447
3月末日	19,887,634.90	1,870,829,815	120.11	11,299
4月末日	18,803,528.55	1,768,847,931	115.18	10,835

(注) 純資産総額および純資産価格は、本書に従って計算されており、上記は各月の最終営業日時点の数値です。そのため、毎年会計年度末時点および中間期末時点で計算され、管理報酬、受託報酬およびその他の運営費用がその発生時に費やされるものとして作成される財務書類において表示されている数値とは異なることがあります。

② 【分配の推移】

該当事項はありません。(2010年4月末日現在)

③【収益率の推移】

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	26.87%
第2会計年度	-42.35%
第3会計年度	56.52%

(注) 収益率(%)=100×(a－b)／b

a＝会計年度末の純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格(分配落の額)(第1会計年度の場合、当初発行価格(100米ドル))

第2 【外国投資信託受益証券事務の概要】

① 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りです。

取扱機関 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッド

取扱場所 香港、クィーンズ・ロード・セントラル1

日本の実質上の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続が行われますが、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託していない場合は、個人の責任で所定の手続きを行う必要があります。名義書換の費用は徴収されません。

② 受益者集会

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券の純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとし、

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとし、

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券の純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとし、

③ 受益者に対する特典、譲渡制限

生命保険、年金等の特別のサービスの付与等の受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの追加情報】

1 【ファンドの沿革】

2003年9月9日 管理会社設立

2006年11月10日 信託証書(基本信託証書および補遺信託証書)締結

2007年1月5日 ファンドの運用開始

2 【ファンドに係る法制度の概要】

(i) 準拠法の名称

ファンドは、信託法に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2009年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

(ii) 準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどのを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

3 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドのライセンスを授与されているという事実により、ミューチュアル・ファンド法に関して「規制されたミューチュアル・ファンド」の定義に該当します。規制されたミューチュアル・ファンドとして、ファンドは、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)の監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに対し、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンド等の免許ミューチュアル・ファンドについて、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法に反して免許の条件に従うことなく業務を遂行しているもしくは遂行しようとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてCIMAの認可を受けています。受託会社は、CIMAの監督下にあります。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されています。

第2 【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

(i) 海外における申込み(販売)

受益証券は各取引日に関係取引日付で計算された純資産価格と等しい価格で適格投資家に対し発行されます。

受益証券の申込みは、申込書を使用して行われます。申込書はファクシミリで管理事務代行会社へ送付されます。ただし、原本が直ちに管理事務代行会社に対して送付されなければなりません。ファクシミリによる申込書は、関係取引日の香港時間午後5時までに管理事務代行会社によって受領されなければなりません。申込書が管理事務代行会社によってかかる日時までに受領されない場合、管理会社は、その裁量により、申込みの受領を拒絶し、受益証券の発行を拒絶することができます。管理会社、受託会社および管理事務代行会社のいずれもファクシミリによって送られた申込書が管理事務代行会社によって受領されない結果生じた損失に対して責任を負いません。

募集金額の送金の支払指示は、管理会社と別途同意した場合を除いて、日本における販売会社または販売会社が指定する銀行によって管理事務代行会社に対して関係取引日までに送金されなければならず、募集に対する募集金額は関係取引日の6ファンド営業日目の香港時間午後5時以前にサブ・ファンドの口座に決済済み資金で送金されなければなりません。受領した募集金額が米ドル以外の通貨の場合、転換日において受託会社によって提供される為替レートで米ドルに転換されます(なお、受益証券に対する投資に先立ち銀行手数料およびその他の為替手数料が募集金額より差し引かれます。)。募集金額が関係取引日の6ファンド営業日目の香港時間午後5時までに管理事務代行会社によって受領されない場合には、管理会社はその裁量により、支払金額を受領し受益証券を発行するか、または支払金額の受領を拒絶し、受益証券の発行を拒絶することができます。受益証券は1口以上から販売されます。募集金額は関係する申込者名義の銀行口座からのみ支払われます。第三者名義の銀行口座から支払われた募集金額は受領されません。

(ii) 日本における申込み(販売)

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、(7)申込期間」に記載される期間中、「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。募集の単位は、10口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの募集価格は、原則として、各申込締切日におけるファンド証券の純資産価格です。日本における約定日は純資産価格の計算がなされた後、販売取扱会社が適用される純資産価格および当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド受益証券が適合しなくなったときは、ファンド受益証券の日本における募集を行うことができません。

2 【買戻し手続等】

(i) 海外における買戻し

各受益者は、サブ・ファンドによる受益証券の買戻しを請求することができます。買戻しは、買戻日に実施されます。

受益証券は、関連する買戻日における受益証券の純資産価格で買戻されます。買戻手数料はかかりません。買戻日に受益証券の買戻しを実施するためには、受益者が適法に作成し署名した買戻請求書（ファクシミリで送信する場合には、その後、原本を郵送することを要します。）が、関連する買戻日の午後5時（香港時間）までに香港の管理事務代行会社により受領されていることを要します。当該時刻を過ぎて受領された買戻請求書は、次の買戻日に取扱われます。買戻請求書がファクシミリで送信された場合において、それが管理事務代行会社に到達しなかったとしても、管理会社、受託会社および管理事務代行会社はいずれも、その不到達の結果生じたいかなる損害についても責任を負いません。買戻請求書には、買戻す受益証券の口数を記載することを要し、受益証券は、下記の規定に基づき、関連する買戻日の純資産価格で買戻されます。

買戻金額は、必要事項が記載された買戻請求書の原本を管理事務代行会社が受領した後通常6営業日以内に、当該受益者の口座宛てに米ドル貨で電信送金することにより支払うものとします。

買戻金額は、(a)ファクシミリによる指示後、受益者により適法に作成され署名された買戻請求書の原本を管理事務代行会社が受領し、かつ(b)受益者の署名の真正が管理事務代行会社が納得する程度に確認されるまで、受益者に支払われません。買戻金額は受益者以外の第三者には支払われません。

純資産総額の決定が停止されている期間中は、受益証券の買戻しは実施されません。

受益証券について支払われる買戻代金が、買戻しが行われた買戻日から5年間請求されなかった場合、かかる買戻代金は没収され、サブ・ファンドに返還されます。

(ii) 日本における買戻し

日本における買戻し請求は、各取引日において、日本における販売会社に対して直接、または販売取扱会社を通じて行われ、受益者は買戻日の午後2時までに日本における販売会社に対して買戻請求を行った場合には、当該買戻日に対する請求として取り扱われます。買戻しは1口単位とします。日本における買戻しの約定日は、適用される買戻価格が決定した後、適用される買戻価格および当該注文の成立を管理会社からの通知により日本における販売会社が確認した日であり、日本の受益者と日本における販売会社との買戻代金および確認書受渡日は、約定日から起算して日本における4営業日目です。受益証券の買戻価格、買戻請求書の記載事項、買戻請求が拒絶される場合があること、純資産総額の決定が停止されている期間中は買戻しが実施されないことなどは、上記「(i) 海外における買戻し」において記載されるところと同様です。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

各サブ・ファンドの純資産総額は、受託会社により、管理会社と協議の上、信託証書の規定に従い、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点において決定されます。評価時点とは、各評価日における関係市場の営業終了時または管理会社が受託会社と協議の上、サブ・ファンドについて随時決定する時点をいいます。受託会社は、各サブ・ファンドの純資産総額につき、当該サブ・ファンドの資産総額から当該サブ・ファンドの負債総額を控除して決定します。サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドのファンド証券の特定のクラスに帰属する資産および負債を、当該サブ・ファンドのファンド証券のその他のクラスのファンド証券の保有者ではなく、当該ファンド証券の保有者のみが実質的に負担することを確保できるよう、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づき、当該サブ・ファンドのファンド証券の異なるクラス間で分配されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券の各クラスに帰属する当該サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドの各評価時点に、受託会社が決定する支配的な為替レートで当該外国通貨に換算されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する（当該外国通貨に換算された）当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済ファンド証券口数で除して計算されます。当該サブ・ファンドと同一通貨建てのサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

関係するサブ・ファンドに関する英文目論見書に別途明示的に記載される場合を除き、各サブ・ファンドの資産価値は、とりわけ、以下の規定に従い決定されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、要求払約束手形、売掛金、前払費用、宣言済または発生済で未受領の配当金および利息の価値は、その額面額であるものとみなされます。ただし、管理会社が、受託会社の同意を得た上で、当該預金、為替手形、要求払約束手形または売掛金がその額面額に満たないと判断した場合はこの限りではなく、かかる場合、その価値は、管理会社が合理的とみなす価値であるものとみなされます。

- (b) 下記の(c)項、(d)項および(e)項の規定に従い、(f)項のマネージド・ファンド(以下で説明します。)の場合を除き、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において時価を付けられ、上場され、取引され、または取扱われている投資対象の価値に基づくすべての計算は、当該サブ・ファンドの関係する評価時点またはかかる評価時点の直前における主要取引所での当該投資対象の最終取引価格を参照して(または売買が行われなかった場合は、直近の買呼値と売呼値の仲値で)行われます。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の相場を形成する者、会社または機関(また、かかるマーケットメーカーが一以上存在する場合は、管理会社が受託会社の承認を得た上で指定する特定のマーケットメーカー)が値付けした投資対象の価値に基づくすべての計算は、当該サブ・ファンドの関係する評価時点またはかかる評価時点の直前にかかる者により値付けされた当該投資対象の直近買呼値と売呼値の仲値を参照して行われます。ただし、主要取引所以外の取引所において支配的な価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供すると管理会社が受託会社と協議の上で判断した場合は、当該価格を採用することができます。
- (c) 買呼値および売呼値または建値が上記(b)項に記載するとおり利用可能でない場合、関係する資産の価値は、管理会社が決定する方法で随時決定されます。
- (d) 時価を付けられ、上場され、取引され、または市場取引されている価格を確認する目的上、受託会社は、当該サブ・ファンドの投資対象の評価に関して、機械化され、かつ／または電子的な評価配信システムを利用し、かつこれに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(b)項における最終取引価格であるものとみなされます。
- (e) 上記にかかわらず、管理会社が、関係する状況を考慮した上で、当該調整またはその他の当該評価方法の利用が関係する投資対象の公正価値を反映するために必要であると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、投資対象の価値を調整するか、またはその他の評価方法の利用を許可することができます。
- (f) 上記(c)、(d) および(e)の制限に従い、サブ・ファンドと同じ日に評価されるマネージド・ファンド(ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド法人、または類似のオープン・エンド型投資法人またはその他の類似のオープン・エンド型投資ビークルをいいます。)の利益の評価は、同日に計算されるかかるマネージド・ファンドの受益権、投資口またはその他の利益当りの純資産価格か、または管理会社がそのように判断した場合またはかかるマネージド・ファンドがサブ・ファンドと同じ日に評価されない場合には、直近に通知されたかかるマネージド・ファンドの受益権、投資口またはその他の利益当りの純資産価格(利用できるものがある場合)、または、利用できるこのような価格がない場合には、直近に通知されたかかる受益権、投資口またはその他の利益当りの償還価格または買付価格によるものとします。
- (g) 外国通貨建ての価値(証券または現金のいずれかの価値であるかを問いません。)は、受託会社が、必要とみなされる場合は管理会社と協議の上、その絶対的裁量で、とりわけ、受託会社が関係があると考えるプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で状況に応じ適切とみなすレート(公式レート等であるかを問いません。)で、当該サブ・ファンドの表示通貨に換算されます。

サブ・ファンドの当該時点における現金およびその他の資産の価格ならびにサブ・ファンドの純資産総額の全ての決定は悪意ない限りサブ・ファンドの全ての受益者にとって最終的なものであり、評価の誤りが受託会社の提供した情報によるものでない限り、受託会社は悪意ない限り第三者により提供された評価に依拠することについて完全に免責されます。

上述の評価規定が香港で一般的に認められている会計基準から乖離している限り、かかる規定の適用により算出される評価を調整するために評価値の調整についての注記を各サブ・ファンドの年次報告書に記載する必要はありません。サブ・ファンドの純資産総額が年次報告書の作成において調整されない場合、香港で一般的に認められている会計基準との不一致を原因として、会計監査人が不一致の重要性の性質および程度に基づきかかる年次報告書に限定意見を付記することがあります。

投資を行う者は、投資対象が香港で一般的に認められている会計基準に基づき公正価値により評価されなければならない、また、香港で一般的に認められている会計基準に基づき買付または募集価格が上場している投資対象の公正価格を表すと見なされることに留意すべきです。しかしながら、上述の評価規定に従い、上場している投資対象は、香港で一般的に認められている会計基準に基づき要求される通り買付および募集価格ではなく最終取引価格で評価され、その結果、香港で一般的に認められている会計基準に従い評価を行う場合とは異なる評価値が算出されることがあります。

純資産総額の決定の停止

管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1か月を超えない期間、サブ・ファンドの純資産総額（および純資産価格）の決定を停止することができ、かつ受託会社の要請がある場合には停止します。管理会社または受託会社がファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が（通常の休日以外で）営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合
- (b) サブ・ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合
- (c) サブ・ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合
- (d) 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合

管理会社はまた、受託会社と協議の上、当該サブ・ファンドの純資産総額または当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価格または当該サブ・ファンドの受益証券の償還価格、買戻価格もしくは申込価格を決定するのに通常用いられる手段のいずれかが使用不能となっている期間またはその他の理由で上記のいずれかの価額もしくは価格または当該サブ・ファンドの信託財産の資産価格が速やかにかつ正確に決定することができない期間の全体または一部にわたり、サブ・ファンドの純資産総額の決定を中止することができます。

当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。純資産総額の決定が停止している期間は、受益証券の発行、買戻および名義書換は一切行われません。

さらに受託会社または管理会社は、マネーロンダリング規制およびサブ・ファンド、管理会社またはサブ・ファンドの管理事務代行会社に適用される規則を遵守するために、当該受益者に支払われるべき買戻し代金の支払いを中止することが必要であると判断した場合には、受益者に対する書面の通知により、買戻し代金の支払いを中止することができます。

(2) 【保管】

日本の投資家に販売されるファンド証券の券面は、日本における販売会社において日本における販売会社の名義で保管されます。ただし、一定の限定された条件を理由として日本の投資家が受益証券を自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。管理会社は、受益者名簿に登録された者以外の者をファンドの受益者として取り扱う必要はありません。

(3) 【信託期間】

(i) 存続期間

サブ・ファンドは、下記の場合に解散されます。

- (a) 受託会社と管理会社が合意した場合
- (b) 受益者集会において決議された場合
- (c) 信託証書締結日から開始する150年の期間の満了が経過した場合
- (d) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社に代わり受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (e) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、または管理会社が、受託会社より解任される場合で、受託会社が、かかる通知が出された後または受託会社による解任後60日以内に、管理会社に代わり管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (f) サブ・ファンドを違法とする、または受託会社の合理的な意見としてサブ・ファンドを継続することが不可能もしくは推奨されない(もしくは受託会社が必要であると考えれば、法律顧問の助言に基づいてそのように考えさせる)法規制が成立するか、または関連する規制当局による決定もしくは指導が行われた場合

また、信託証書に規定された事由により解散されるか、管理会社と受託会社がサブ・ファンドの存続を決定しない限り、サブ・ファンドは以下の事由の発生により解散します。

- (g) 2106年12月31日の到来
- (h) サブ・ファンドの純資産総額が500万米ドル以下になった日で、管理会社がサブ・ファンドを終了する旨をサブ・ファンドの受益者に3か月前に書面で通知することを決定した場合

サブ・ファンドが解散された場合には、管理会社(または日本における販売会社)は、すべての受益者に対し、サブ・ファンドが解散されたことおよび適用のある法令により要求されるその他の事項につき、速やかに公告・通知しなければなりません。

サブ・ファンドの終了日において、管理会社はかかるサブ・ファンドの投資対象、不動産およびその他の資産を換金するものとします。かかるサブ・ファンドの最終監査後、すべての負債を完済するか完済するために十分な引当金を確保し、また解散により生じたコストのために十分な引当金を確保した後で、受託会社は換金によって得られた資金を、サブ・ファンドの終了日時点におけるそれぞれの持分に比例して受益者(受託会社が合理的に必要とする受領権限については、もしあればこれに関する証拠の提示により)に配分するものとします。

(ii) 強制償還

管理会社は、受託会社との協議の上、(i)当該受益者が継続してファンド証券を保有すれば、ファンドもしくは受益者が関係する法律または規制に違反することになる、あるいは関係する法律または規制を遵守しなければならないと管理会社が判断した場合、または当該受益者がファンド証券を保有することから、もしくはそれに関連して、ファンドまたは受益者に対して訴訟が提起される、またはそのおそれがある場合、予告なくいつでも、(ii)少なくとも10日前の書面による通知をもって、他の理由のために管理会社の裁量でいつでも、受益者のファンド証券の全部もしくは一部を強制的に償還することができます。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年12月末日に終了する一年間です。

(5) 【その他】

管理会社および受託会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付する方法で、改正、変更または追加することができます。ただし、かかる改正、変更または追加は、適法に招集され開催された受益者総会の特別決議による承認がない限り効力を生じません。

2 【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

(i) ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。また目論見書には、一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。)第37条において規定される一定の事項も含んでいなければなりません。目論見書は、ファンドの詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

管理事務代行会社は

(a) ファンドの資産の一部または全部が関連ある目論見書に記載される投資目的および制限に従い投資されていないこと

(b) 受託会社または管理会社が、実質的にファンドの設立規定または関連ある目論見書に従いファンドの事業または投資行為を遂行していないこと

を知った場合、かかる情報を認識した後可及的速やかに管理事務代行会社は、

(i) 受託会社に当該事項を書面にて報告し、また

(ii) 当該報告書の写しおよび報告書に適用ある状況をCIMAに提出しなければなりません。

さらに次期中間または定期報告書が次期年次報告書以前に配布される場合には、当該報告書またはその適切な要約が、次期年次報告書に記載されていないければなりません。

管理事務代行会社は、以下について書面にて可及的速やかにCIMAに報告しなければなりません。

(a) ファンドに関する買付けまたは買戻しの停止および当該停止の理由；および

(b) ファンドを解散する意図および当該解散の理由。

受託会社は、各会計年度末の6か月後の末日から20日以内に、ファンドの活動について書面による報告をCIMAに提出しなければならず、当該報告書は、ファンドに関して以下を記載していなくてはなりません。

(a) ファンドの名称ならびにそのすべての前名称

(b) 投資家が保有する各証券の純資産価格

(c) 前報告期間以来の純資産総額および各証券の料率変化

(d) 純資産総額

(e) 関連ある報告期間における新規買付けの数および価格

(f) 関連ある報告期間中の償還および買戻しの数および価格

(g) 報告期間末現在発行済みの有価証券総数

受託会社は、以下を確認する受託会社が署名した宣言書を毎年CIMAに提出するか提出させられるものとします。

(a) 受託会社が了知し信じる限りにおいて、ファンドの投資指針、制限および構成が遵守されていること

(b) ファンドが、投資者または債権者の利益を害する方法で運営されていないこと。

ファンドは、CIMA、投資者およびサービスプロバイダー(管理事務代行会社以外)に、当該変更前1か月以上前に管理事務代行会社の任命における提案された変更について書面により通知しなくてはなりません。

ファンドは、CIMA、投資者およびサービスプロバイダー(保管銀行以外)に、当該変更前1か月以上前に保管銀行の任命における提案された変更について書面により通知しなくてはなりません。

ファンドは、CIMA、投資者およびサービスプロバイダーに、当該変更前1か月以上前に管理会社の任命における提案された変更について書面により通知しなくてはなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。

監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があるとの情報を得た場合または疑念を抱いた場合にはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- (i) 弁済期に債務を履行できないか、できないであろうこと。
- (ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (iii) 会計が適正に監査されうるような十分な会計基準なしに事業を遂行するか、またはその旨意図していること。
- (iv) 不正もしくは犯罪性のある方法で事業を継続しているか、継続しようとしていること。
- (v) 以下を遵守せずに事業を継続しているか、継続しようとしていること。

- ・ ミューチュアル・ファンド法またはそれに基づく規定
- ・ 金融庁法(2008年改正)
- ・ マネー・ロンダリング規制(2009年改正)
- ・ 免許に伴う条件

ファンドは、CIMAに年次報告書を提出しなければなりません。年次報告書は、ミューチュアル・ファンド規則において定められている一定の事項を含み、前年12月31日現在のファンドに関する重要な情報を要約します。

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤングのケイマン事務所です。ファンドの会計は香港の会計基準に準拠し、監査が行われます。

(ii) 受益者に対する開示

入手可能なファンドの直近の会計帳簿および記録書類(信託証書、サービス委託契約、申込書の様式、販売・買戻契約、代行協会員契約および事務代行契約を含みます。)は、管理会社および事務代行会社の営業所に備え置かれます。受益者およびその正当な代理人は、自己の受益権に関してのみ、合理的な通知をもって、通常の営業時間中いつでもかかる会計帳簿および記録書類を閲覧し、これらの写しを取得することができます。受益者登録簿の写しも、管理事務代行会社の営業所に備え置かれます(主たる登録簿は、ケイマン諸島において受託会社が保持します。)。管理事務代行会社は、管理会社と協力して、各評価日現在の純資産価格を算定します。さらに、ファンドの各会計年度の終了後、合理的に可能な限り速やかに(遅くともファンドの会計年度の終了から6か月以内に)、香港の会計基準に従った監査済年次報告書および監査報告書が作成されます。香港の会計基準に従った中間財務諸表(毎年6月の最終営業日までを対象とするもの)も、ファンドの計算期間中の半期の終了後、合理的に可能な限り速やかに(遅くとも当該半期の終了から3か月以内に)作成されます。かかる財務諸表および報告書の写しは、ファンドの受益者登録簿に記載されている受益者の登録住所に宛て送付されます。

② 日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法との開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)においてこれを閲覧することができます。

ファンド証券の日本における販売会社および販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(交付目論見書)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局またはEDINETにおいて閲覧することができます。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取り扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実日本における販売会社および販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

3 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券の名義人としてファンドの受益者登録簿に登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の実質上の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら直接に管理会社に対し受益権を行使することができません。これらの日本の実質上の受益者は外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、個人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(i) 分配請求権

各受益者は、管理会社の決定した額の分配金をその保有する受益証券の口数に応じて管理会社に請求する権利を有します。

(ii) 買戻請求権

各受益者は、前記「第2 手続等、2 買戻し手続等」の規定に従ってファンドまたは日本における販売会社に対し買戻しを請求することができます。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は、管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(iv) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社、受託会社、管理事務代行会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

※ なお、受益者の管理会社その他の関係者に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に消滅します。

(v) 受益者総会での議決権

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券の純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとします。

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとします。

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、受益者総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券の純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとします。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の買戻し代金等の送金に関して、ケイマンにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(i) 管理会社またはファンドに対する、ケイマン諸島および日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

(ii) 日本における受益証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されています。

なお、日本国財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する代理人は、

弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第4 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

a. 本書記載のフィリップ・アイザワ・トラスト・タイファンド（以下「ファンド」といいます。）の2009年12月31日終了年度および2008年12月31日終了年度の邦文の財務諸表（以下「邦文の財務諸表」といいます。）は、香港財務報告基準に準拠して作成された原文の財務諸表を管理会社が翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第129条第5項ただし書の適用によるものです。

b. 本書記載の2009年12月31日終了年度および2008年12月31日終了年度の財務諸表は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。

c. 邦文の財務諸表には、原文の財務諸表中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されています。日本円への換算には、2010年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝94.07円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

(1) 【貸借対照表】

2009年12月31日

	注記	12月31日現在					
		2009年		2008年		2008年1月1日	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
資産							
現金及び現金同等物	9	1,095,635	103,066	3,307,580	311,144	890,029	83,725
金融資産評価勘定	8, 13(e)	18,601,540	1,749,847	11,788,061	1,108,903	37,651,433	3,541,870
ブローカーからの未収入金	4, 10	214,404	20,169	687,314	64,656	4,739,452	445,840
未収買付代金		-	-	1,417	133	137,639	12,948
未収利息		-	-	8	1	2,040	192
未収配当		9,444	888	38,188	3,592	6,025	567
資産合計		<u>19,921,023</u>	<u>1,873,971</u>	<u>15,822,568</u>	<u>1,488,429</u>	<u>43,426,618</u>	<u>4,085,142</u>
負債							
未払金及び未払債務		62,773	5,905	54,263	5,105	83,151	7,822
ブローカーへの未払金	10	-	-	1,492,200	140,371	428,314	40,291
未払買戻代金		49,410	4,648	56,284	5,295	768,887	72,329
負債合計		<u>112,183</u>	<u>10,553</u>	<u>1,602,747</u>	<u>150,770</u>	<u>1,280,352</u>	<u>120,443</u>
資本							
資本金	12	<u>19,808,840</u>	<u>1,863,418</u>	<u>14,219,821</u>	<u>1,337,659</u>	<u>42,146,266</u>	<u>3,964,699</u>
資本合計		<u>19,808,840</u>	<u>1,863,418</u>	<u>14,219,821</u>	<u>1,337,659</u>	<u>42,146,266</u>	<u>3,964,699</u>
負債・資本合計		<u>19,921,023</u>	<u>1,873,971</u>	<u>15,822,568</u>	<u>1,488,429</u>	<u>43,426,618</u>	<u>4,085,142</u>
発行済買戻可能受益証券数	11, 12	<u>173,349</u>		<u>194,128</u>		<u>331,240</u>	
買戻可能受益証券一口当りの 純資産価格（香港財務報告基 準に準拠）		<u>114.27</u>	<u>11</u>	<u>73.25</u>	<u>7</u>	<u>127.24</u>	<u>12</u>

添付の注記は財務諸表の不可分な一部である。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

(2) 【損益計算書】

包括利益計算書

2009年12月31日に終了した会計年度

	注記	2009年		2008年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取配当		668,624	62,897	1,067,227	100,394
受取利息		9,717	914	14,914	1,403
		<u>678,341</u>	<u>63,812</u>	<u>1,082,141</u>	<u>101,797</u>
費用					
投資運用報酬	5	112,329	10,567	188,706	17,752
受託報酬	5	36,930	3,474	55,138	5,187
管理報酬	5	16,047	1,510	26,958	2,536
管理事務代行費用		8,829	831	18,159	1,708
実績報酬	5	-	-	149,452	14,059
監査報酬		25,848	2,432	25,799	2,427
弁護士及び専門家報酬		18,570	1,747	42,348	3,984
証券費用		9,276	873	12,531	1,179
販売報酬	5	80,235	7,548	135,374	12,735
代行協会員報酬	5	32,094	3,019	54,150	5,094
外国源泉税		52,882	4,975	102,017	9,597
委託費用		270,607	25,456	636,658	59,890
その他営業費用		42,680	4,015	80,545	7,577
		<u>706,327</u>	<u>66,444</u>	<u>1,527,835</u>	<u>143,723</u>
投資損益及び為替差損益調整前損益		(27,986)	(2,633)	(445,694)	(41,926)
投資損益及び為替差損益					
金融資産評価勘定実現純利益／(損失)	8	916,526	86,218	(3,652,709)	(343,610)
金融資産評価勘定未実現損益の純変動	8	5,873,703	552,539	(7,367,356)	(693,047)
為替差損益		105,411	9,916	(29,678)	(2,792)
		<u>6,895,640</u>	<u>648,673</u>	<u>(11,049,743)</u>	<u>(1,039,449)</u>
当期利益／(損失) 合計		6,867,654	646,040	(11,495,437)	(1,081,376)
その他包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		<u>6,867,654</u>	<u>646,040</u>	<u>(11,495,437)</u>	<u>(1,081,376)</u>

添付の注記は財務諸表の不可分な一部である。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

株主資本変動計算書

2009年12月31日に終了した会計年度

	発行済み 証券数	資本金		資本合計	
		米ドル	千円	米ドル	千円
2008年1月1日現在	331,240	-	-	-	-
会計方針の変更	-	42,146,266	3,964,699	42,146,266	3,964,699
2008年1月1日現在の再表示残高	331,240	42,146,266	3,964,699	42,146,266	3,964,699
買戻可能受益証券の発行額	7,484	933,455	87,810	933,455	87,810
買戻可能受益証券の買戻額	(144,596)	(17,364,463)	(1,633,475)	(17,364,463)	(1,633,475)
期中包括利益合計	-	(11,495,437)	(1,081,376)	(11,495,437)	(1,081,376)
2008年12月31日現在	194,128	14,219,821	1,337,659	14,219,821	1,337,659
買戻可能受益証券の発行額	24,937	2,819,740	265,253	2,819,740	265,253
買戻可能受益証券の買戻額	(45,716)	(4,098,375)	(385,534)	(4,098,375)	(385,534)
期中包括利益合計	-	6,867,654	646,040	6,867,654	646,040
2009年12月31日現在	173,349	19,808,840	1,863,418	19,808,840	1,863,418

添付の注記は財務諸表の不可分な一部である。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

キャッシュフロー計算書

2009年12月31日に終了した会計年度

	注記	2009年		2008年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュフロー					
期中包括利益合計		6,867,654	646,040	(11,495,437)	(1,081,376)
調整：					
外国源泉税控除後受取配当		(615,742)	(57,923)	(965,210)	(90,797)
受取利息		(9,717)	(914)	(14,914)	(1,403)
金融資産評価勘定の購入		(42,156,886)	(3,965,698)	(119,887,249)	(11,277,794)
金融資産評価勘定の売却による収益		42,133,636	3,963,511	134,730,556	12,674,103
金融資産評価勘定の正味実現（利益）／損失	8	(916,526)	(86,218)	3,652,709	343,610
金融資産評価勘定未実現（利益）／損失の純変動	8	(5,873,703)	(552,539)	7,367,356	693,047
ブローカーからの未収入金減少額		472,910	44,487	4,052,138	381,185
未払金及び未払債務増加／（減少）額		8,510	801	(28,888)	(2,717)
ブローカーへの未払金（減少）／増加額		(1,492,200)	(140,371)	1,063,886	100,080
営業活動で（流出）／流入した現金		(1,582,064)	(148,825)	18,474,947	1,737,938
配当受取額		644,486	60,627	933,047	87,772
利息受取額		9,725	915	16,946	1,594
営業活動により（流出）／流入した正味キャッシュフロー		(927,853)	(87,283)	19,424,940	1,827,304
財務活動によるキャッシュフロー					
買戻可能受益証券発行による収入		2,821,157	265,386	1,069,677	100,625
買戻可能受益証券買戻にかかる支払		(4,105,249)	(386,181)	(18,077,066)	(1,700,510)
財務活動により流出した正味キャッシュフロー		(1,284,092)	(120,795)	(17,007,389)	(1,599,885)
現金及び現金同等物の（純減）／純増額		(2,211,945)	(208,078)	2,417,551	227,419
期首現金及び現金同等物		3,307,580	311,144	890,029	83,725
期末現金及び現金同等物	9	1,095,635	103,066	3,307,580	311,144

添付の注記は財務諸表の不可分な一部である。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

1. トラスト

フィリップ・アイザワ トラスト（「トラスト」）は、HSBCトラスティ（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）とFCインベストメント・リミテッド（「管理会社」）の間で締結された2006年11月10日付基本信託証書によってケイマン諸島の法律に準拠して設定されたアンブレラ型オープンエンドのユニット・トラストである。フィリップ・アイザワ トラスト・タイファンド（「シリーズ・トラスト」）は、トラストと同日付で設定されたフィリップ・アイザワ トラストのシリーズ・トラストである。受益証券の募集は2006年12月1日に始まり、最初の募集期間は2006年12月28日に終了した。シリーズ・トラストは、2007年1月5日に運用を開始した。2009年12月31日現在、トラストには2つのシリーズ・トラストがある。

シリーズ・トラストの投資目的は、一貫してプラスのリターンを得ることである。フィリップ・キャピタル・マネジメント（S）リミテッド（「投資運用会社」）はシリーズ・トラストの勘定で、主にタイで設立され、または事業を行っている企業が発行した上場株式、NVDR（無議決権預託証券）、債券、ワラントその他の証券、及び係る有価証券のデリバティブ（オプション、先渡、先物を含む）に投資するが、投資対象はこれらに限定されない。シリーズ・トラストは、純資産総額の30%を上限にタイ国外に上場されている会社の証券にも投資することができる。投資運用会社は方針としてシリーズ・トラストの勘定で投資する企業の支配を目的としていない。

シリーズ・トラストは、(i) 2106年12月31日、または(ii) NAVが500万米ドル以下になり、管理会社が受益者に対し償還の3カ月前の通知をもって償還することを決定した場合、のいずれか早い日において終了する。

2.1 表示基準

財務諸表は、香港で一般に認められる会計原則である香港公認会計士協会発行の香港財務報告基準（「HKFRS」）（香港財務報告基準、香港会計基準（「HKAS」）及び解釈指針すべてを含む）に準拠して作成された。

管理会社は、HKFRSの基準に合わせて財務諸表を作成するために見積もり及び仮定を行う必要があり、この財務諸表及び添付されている注記で報告されている金額はそれによって影響を受ける。管理会社は財務諸表を作成する際に利用した見積もりは合理的かつ慎重に行われたと考えている。実際の結果はこれらの見積もりと異なることがある。

2.2 会計方針及び開示の変更

シリーズ・トラストは、当年度の財務諸表で以下のHKFRSの改正を初めて適用した。特定の場合を除き、新たな改正された会計方針及び追加の開示となるが、この適用は、財務諸表に重要な影響を与えていない。

HKAS 1号（改訂）

HKFRS 7号の改正

HKAS 32号及びHKAS 1号の改正

財務諸表の表示

HKFRS 7号 金融商品の改正：開示 - 金融商品に関する開示の改善

HKAS 32号 金融商品の改正:表示及びHKAS 1号 財務諸表の表示 - プット・オプション付金融商品及び清算時に生じる債務

フィリップ・アイザワ トラスト タイフアンド

財務書類の注記

2009年12月31日

2.2 会計方針及び開示の変更（続き）

HKAS 1号（改訂） 財務諸表の表示

この基準は、所有者と所有者以外の持分の変動を区別している。株主資本変動計算書の表示には、所有者との取引の詳細のみが含まれ、所有者以外のすべての持分の変動は1つの項目として表示されている。また、この基準は包括利益計算書を採用している。損益に認識される収入及び費用のすべての項目と、認識されている収入及び費用のその他のすべての項目を、1つの計算書、あるいは関連した2つの計算書のいずれかで表示するものである。シリーズ・トラストは、1つの包括利益計算書の表示を選択している。

シリーズ・トラストには、その他包括利益の構成要素はない。従って、包括利益は、表示されているすべての期間について報告されている純利益（損失）と等しい。

HKAS 1号 10(f)項（2007年改訂）に従い、また以下のHKAS 32号の改正を遡及適用した結果、シリーズ・トラストは2008年1月1日現在の貸借対照表も含んでいる。

改正HKAS 32号 金融商品：表示及びHKAS 1号 財務諸表の表示—プット・オプション付金融商品及び清算から生じる義務

HKAS 32号の改正では、特定の条件を満たしている場合、特定のプット・オプション付金融商品及び清算時に生じる債務を、資本として分類するよう要求している。シリーズ・トラストが発行した買戻可能受益証券は、他のすべてのクラスの商品に対して劣後するとみなされているため、買戻可能受益証券は、HKAS 32号（改正）による基準を満たしており、負債から資本に再分類される。

改正された基準の適用により、シリーズ・トラストは、2008年1月1日付けで42,146,266米ドルを金融負債（「買戻可能受益証券の場合、所有者に帰属する純資産」）から資本に再分類している。再表示金額は、株主資本変動計算書に記載してある。

HKFRS 7号（改正） 金融商品：開示

HKFRS 7号の改正では、公正価値測定及び流動性リスクについて、追加の開示が要求されている。公正価値で計上されている項目に関する公正価値測定は、公正価値で計上されるすべての金融商品について、クラス別の3レベル公正価値階層を用いた価格情報により開示されなければならない。

- ・ 同一の資産または負債の活発な市場における（調整なしの）公表価格（レベル1）。
- ・ 資産または負債について、直接的（価格）あるいは間接的（価格から導き出されるもの）に観測可能な価格情報で、レベル1に含まれる公表価格以外のもの（レベル2）。
- ・ 資産または負債の観測可能な市場データに基づかない価格情報（観測不可能な価格情報）（レベル3）。

フィリップ・アイザワ トラスト タイフアンド

財務書類の注記

2009年12月31日

2.2 会計方針及び開示の変更（続き）

さらに、レベル3の公正価値測定については、期首と期末の残高調整、ならびに公正価値階層におけるレベル間での重要な移転が要求されている。この改正では、流動性リスクの開示に対する要求も明確にされている。公正価値測定の開示は、注記13(e)に表示している。流動性リスクの開示は、改正により重要な影響は受けておらず、注記13(b)に表示している。

2.3 発行されたが未だ効力が生じていない香港財務報告基準（HKFRS）

シリーズ・トラストは当財務諸表において、下記の発行されたが効力が生じていない新たな改正HKFRSを適用していない。

- ・ HKFRS 9号 金融商品¹
- ・ HKAS 24号（改正） 関連当事者の開示²

¹ 2013年1月1日以降開始の会計年度に適用

² 2011年1月1日以降開始の会計年度に適用

2009年11月に公表されたHKFRS 9号は、包括利益に関するプロジェクトの第1段階の最初の部分であり、「HKAS 39号 金融商品：認識及び測定」に完全に置き換わるものである。この段階は、金融資産の分類、測定に焦点を当てている。金融資産を4つのカテゴリーに分類するのではなく、金融資産の運用に関する事業モデルと、当該金融資産の契約上のキャッシュフロー特性の両方に基づいて、償却後原価または公正価値のいずれかで、後で測定したものとして金融資産を分類する。この目的は、HKAS 39号の要求と比較して、金融資産の分類及び測定の手法を改善、単純化することである。

HKAS 24号（改正）は、関連当事者の定義を明確化、単純化している。これは政府系機関に対し、同一の政府、または同一の政府により支配されている、共同支配されている、もしくは重大な影響を受けている企業との取引に関する関連当事者の開示の部分的免除についても規定している。この改正会計基準が、関連当事者の開示に対して影響を及ぼすことはない。

管理会社は、これらの新たな改正HKFRSが当初の適用に及ぼす影響の評価を進めている。今のところ管理会社は、これらの新たな改正HKFRSがシリーズ・トラストの業績及び財務状況に重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

3. 重要な会計方針の要約

金融資産評価勘定

(a) 分類

シリーズ・トラストはすべての投資を金融資産評価勘定に分類しており、それは株式やNVDR（無議決権預託証券）といった売買目的保有の金融資産で構成される。これらの商品は主に短期間の価格の変動から利益を生み出すために取得される。派生商品は有効なヘッジ手段または金融保証契約として指定されない限り売買目的保有として分類される。シリーズ・トラストは派生商品をヘッジ関係におけるヘッジとして分類していない。

(b) 当初評価

金融商品の売買で規定又は市場の状況により定められた期間内で受け渡す必要のあるもの（「普通取引」）は約定日に計上される。金融商品売却に係る実現損益は平均取得原価を基準に計算され、包括利益計算書に反映される。

金融商品は、当初、公正価値で評価され、その取引コストは包括利益計算書に認識される。

(c) その後の評価

当初評価の後、すべての投資は引き続き公正価値で再評価される。HKAS 39号に準拠して、公正価値は一般的に公認の証券取引所、または信頼できるブローカーもしくは取引相手から得られる取引相場価格の終値とする。

取引相場価格が公認の証券取引所または信頼できるブローカーもしくは取引相手から得られないときは、金融商品の公正価値は管理会社または投資運用会社により評価方法を用いて見積もられ、第三者のブローカーの時価、直近の独立当事者間市場取引、他の商品で現在の公正価値が実質的に同じであるもの、ディスカウントキャッシュフロー法、オプション価格決定モデル、または実際の市場取引で得られる信頼できる価格の見積もりを提供するその他の評価方法を参考にする。金融商品の公正価値の見積もり及び仮定はすぐに売買できる市場が存在すれば得られる価格と異なることがあり、その差異が大きいことがある。2008年及び2009年12月31日終了年度で、管理会社または投資運用会社がこれらの方法で見積もりをした金融商品はない。その後の金融資産評価勘定の公正価値の変動は、包括利益計算書で認識される。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

3. 重要な会計方針の要約（続き）

その他金融資産・負債

このカテゴリーは金融資産評価勘定に分類されないすべての金融負債を含む。シリーズ・トラストは、このカテゴリーにその他短期未払金に関連する金額を含める。

その他未収入金及びその他金融負債は、当初、公正価値に直接付随する購入または発行のコストを加えて評価される。

シリーズ・トラストの資本についての会計方針は下記のとおりである。

受取利息

受取利息は、すべての利付き金融商品について、実効金利法を用いて、包括利益計算書で認識される。

受取配当

受取配当は、株主の受け取る権利が確立したときに認識される。受取配当は外国源泉税控除前の総額で表示される。外国源泉税は、包括利益計算書で費用として別に開示される。

費用

全ての費用は管理報酬、投資運用報酬、受託報酬その他全ての費用を含め包括利益計算書に発生主義で認識される。

外国為替換算

シリーズ・トラストの機能通貨及び表示通貨は、いずれも米ドル（「USD」）である。

機能通貨とはシリーズ・トラストが主にその活動から現金を生み出し、または支出する通貨のことである。機能通貨以外の通貨で行われた取引は、取引日の実勢レートで計上される。外貨建ての金融資産及び負債は報告期間最終日の実勢レートで再換算される。外国為替取引による実現及び未実現為替差損益は、為替差損益として包括利益計算書に計上される。

2009年12月31日現在の実際の為替レートは1米ドル=7.7552香港ドル、33.3400タイ・バーツ、32.2000台湾ドルである（2008年：1米ドル=1.4477オーストラリア・ドル、1.4372シンガポール・ドル、34.8500タイ・バーツ、32.9598台湾ドル）。

フィリップ・アイザワ トラスト タイフアンド

財務書類の注記

2009年12月31日

3. 重要な会計方針の要約（続き）

資本金買戻可能受益証券の再分類

以下の特徴のすべてをもっている場合、プット・オプション付金融商品は、資本証券として分類される。

- ・ シリーズ・トラストの清算時には、所有者はシリーズ・トラストの純資産を持株数に応じて比例して分配を受け取ることができる。
- ・ 他のすべてのクラスの商品に対して劣後するクラスの商品である。
- ・ 他のすべてのクラスの商品に対して劣後するクラスのすべての金融商品が、同じ特徴をもっている。
- ・ 商品には、シリーズ・トラストの純資産に対する、持分に応じた所有者の権利を除き、現金または他の金融資産の受け渡しという契約上の義務はない。
- ・ 商品の残存期間にわたって、商品に帰属する期待キャッシュフロー合計は、基本的に損益、純資産の増減による実現損益、商品の残存期間にわたるシリーズ・トラストの純資産の公正価値の増減による実現または未実現損益に基づく。

このすべての特徴をもつ商品に加えて、シリーズ・トラストには、下記の次のような特徴をもつ他の金融商品や契約はない。

- ・ 基本的に損益、実現純資産の増減による実現損益、シリーズ・トラストの純資産の公正価値の増減による実現または未実現損益に基づくトータル・キャッシュフロー
- ・ プット・オプション付金融商品の所有者に対する残余財産分配を、実質的に制限または固定する効果

HKAS 1号の改訂では、資本として分類されるプット・オプション付金融商品に関する追加の開示が要求されるようになった。

シリーズ・トラストの買戻可能受益証券は、改訂HKAS 32号で、資本として分類されるプット・オプション付金融商品の定義を満たしている。そのため、シリーズ・トラストの買戻可能受益証券は、従前は金融負債として分類されていたが、今回は資本証券として再分類されている。この分類区分の変更による比較データを再表示している。

シリーズ・トラストは、買戻可能受益証券の分類を継続的にチェックしている。買戻可能受益証券にすべての特徴を充たすことができなくなった場合、またはHKAS 32号16A 項、16B項に定められているすべての条件を充たした場合、シリーズ・トラストはこれらを金融負債として再分類し、その期日の公正価値で測定するが、これは資本に計上されていた従前の帳簿価格とは異なる。その後、買戻可能受益証券がすべての特徴をもち、HKAS 32号16A 項、16B項に定められているすべての条件を充たした場合、シリーズ・トラストはこれらを資本証券に再分類し、その期日の負債の帳簿価格で測定する。

買戻可能受益証券の発行、取得、再販売は、資本取引として計上されている。

買戻可能受益証券の発行にあたっての収入は、資本に含まれている。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

3. 重要な会計方針の要約（続き）

資本金（続き）

その資本証券の発行、取得、再販売においてシリーズ・トラストが負担する取引コストは、それらがなければ発生しなかった資本取引に直接帰属する費用の追加分を上限に、資本から控除されている。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の定義は、手元現金、要求払い預金、当初の満期が3ヶ月以内の定期預金、及びいつでも決められた金額で換金可能で価格変動リスクが殆どない短期の流動性の高い投資商品である。手元現金及び銀行預金は原価で簿価付けされる。キャッシュフロー計算書上、現金及び現金同等物は銀行預金で構成される。

関連当事者

一方の当事者が他方の当事者を直接または間接的に支配できる能力を持っているか、財務上及び運営上の決定に対して大きな影響力を行使できる能力を持っている場合に、当事者には関連があるとみなされる。また両方の当事者が共通の支配または共通の重大な影響力を受けている場合にも関連があるとみなされる。関連当事者は個人の場合もあれば法人の場合もある。

ブローカーに対する未収入金／未払金

ブローカーからの未収入金はブローカーで保有される現金及び報告日に契約されたがまだ受渡をしていない証券に係る未収入金を含む。ブローカーへの未払金は報告日に購入したがまだ受渡をしていない証券に係る未払金を含む。会計方針の「その他金融負債」の認識及び測定を参照されたい。

4. 関連当事者取引

基本信託証書において、管理会社は、それぞれのシリーズ・トラストの資産の投資及び再投資の管理、及び受益証券の発行及び並びに買戻に対して責任を負っている。管理会社が受け取る権利を有する報酬の詳細は、財務諸表に対する注記5に記載されている。

管理会社は投資運用の責任、及びシリーズ・トラストの投資によって与えられた議決権の全ての権利行使を、投資運用契約書によって投資運用会社に委任している。投資運用会社が受け取る権利を有する報酬の詳細は、財務諸表への注記5に記載されている。

投資運用会社フィリップ・キャピタル・マネジメント（S）リミテッドの関連会社で、ブローカーであるフィリップ証券（タイ）及びフィリップ・フューチャーズ・シンガポールに、証拠金勘定が開設されており、ブローカーは先物契約取引について仲介業務を提供する合意をしている。2009年12月31日現在、利付口座の現金残高は、フィリップ証券（タイ）が214,404米ドル（7,148,215タイ・バーツ）（2008年：150,126米ドル（5,231,884タイ・バーツ））で、フィリップ・フューチャーズ・シンガポールはなしであった（2008年：13,081米ドル）。

上記以外に、シリーズ・トラストの業務に関連して、シリーズ・トラストが当事者、または管理会社が重大な利害を持つ重要な契約は直接、間接を問わず、会計年度を通してどの時点においても無い。

フィリップ・アイザワ トラスト タイフアンド

財務書類の注記

2009年12月31日

5. 報酬

投資運用報酬

投資運用会社であるフィリップ・キャピタル・マネジメント（S）リミテッドはシリーズ・トラストの各評価日における純資産総額の年率0.7%の投資運用報酬を毎月後払いで受け取る権利を有する。

2009年12月31日終了年度の投資運用報酬は112,329米ドル（2008年：188,706米ドル）であった。2009年12月31日現在、未払投資運用報酬は11,853米ドル（2008年：8,562米ドル）であった。

受託報酬

受託会社であるHSBCトラスティ（ケイマン）リミテッドはシリーズ・トラストの各評価日における純資産総額の年率最大0.1%、最低月額1,500米ドルの受託報酬を毎月後払いで受け取る権利を有する。

管理事務代行報酬、評価報酬、登録事務報酬、現金支出を含む2009年12月31日終了年度の受託報酬は36,930米ドル（2008年：55,138米ドル）であった。2009年12月31日現在、未払受託報酬は3,002米ドル（2008年：2,874米ドル）であった。

管理報酬

管理会社であるFC インベストメント・リミテッドは、各評価日における純資産総額の年率0.1%の管理報酬を毎月後払いで受け取る権利を有する。

2009年12月31日終了年度の管理報酬は16,047米ドル（2008年：26,958米ドル）であった。2009年12月31日現在、未払管理報酬は1,693米ドル（2008年：1,223米ドル）であった。

実績報酬

投資運用会社はまた、関連する暦四半期中の発行済みの平均シリーズ・トラスト証券口数で計算された当該四半期末の一口当り純資産価額が、それ以前の暦四半期末の受益証券1口当り純資産額（実績報酬控除前）の最高額を上回る増加額（実績報酬控除前）の10%に相当する年間の実績報酬を受け取る権利がある。

2009年12月31日終了年度の実績報酬はなかった（2008年：149,452米ドル）。2009年12月31日現在、未払実績報酬はない（2008年：なし）。

販売報酬

販売会社である藍澤證券株式会社はシリーズ・トラストの各評価日における純資産総額に対して年率0.5%の販売報酬を毎月後払いで受け取る権利を有する。

2009年12月31日終了年度の販売報酬は80,235米ドル（2008年：135,374米ドル）であった。2009年12月31日現在、未払販売報酬は8,466米ドル（2008年：6,116米ドル）であった。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

5. 報酬（続き）

代行協会員報酬

代行協会員である藍澤證券株式会社はシリーズ・トラストの各評価日における純資産総額に対し、年率0.2%の代行協会員報酬を毎月後払いで受け取る権利を有する。

2009年12月31日終了年度の代行協会員報酬は32,094米ドル（2008年：54,150米ドル）であった。
2009年12月31日現在、未払代行協会員報酬は3,387米ドル（2008年：2,446米ドル）であった。

6. 税制

ケイマン諸島の現行の法律下では、ケイマン諸島において所得税、法人税、キャピタルゲイン税その他収益に対する課税はない。

トラストは2006年11月10日（設立日）から50年間、同日以降にケイマン諸島で成立した所得に課税する法律がトラストに適用されることはない旨、ケイマン諸島内閣総督から保証されている。

ケイマン諸島以外の行政区において、シリーズ・トラストが受け取った配当及び利息から外国源泉税が控除されることがある。

7. 分配金

2009年12月31日終了の会計年度において支払済分配金もしくは未払分配金はない（2008年：なし）。

8. 金融資産評価勘定

	2009年12月31日 米ドル	2008年12月31日 米ドル	2008年1月1日 米ドル
金融資産 - 売買目的、取得原価	20,066,354	19,126,578	37,622,594
未実現利益／（損失）	<u>(1,464,814)</u>	<u>(7,338,517)</u>	<u>28,839</u>
金融資産評価勘定	<u>18,601,540</u>	<u>11,788,061</u>	<u>37,651,433</u>
金融資産評価勘定の純損益			
- 実現	916,526	(3,652,709)	6,238,714
- 未実現	5,873,703	(7,367,356)	28,839
利益／（損失）合計	<u>6,790,229</u>	<u>(11,020,065)</u>	<u>6,267,553</u>

ポートフォリオ一覧の詳細は後述する。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

9. 現金及び現金同等物

	2009年12月31日 米ドル	2008年12月31日 米ドル	2008年1月1日 米ドル
銀行預金	<u>1,095,635</u>	<u>3,307,580</u>	<u>890,029</u>

無利息の銀行預金は、HSBCバンコクが8,337米ドル（2008年12月31日：1,387,307米ドル、2008年1月1日：23,907米ドル）、HSBCシンガポールはなし（2008年12月31日：5,010米ドル、2008年1月1日：なし）、HSBC香港は702,313米ドル（2008年：なし）であった。また、336,775米ドル（2008年12月31日：1,868,171米ドル、2008年1月1日：866,122米ドル）、48,210米ドル（2008年12月31日：47,092米ドル、2008年1月1日：なし）が、HSBC USAニューヨーク及びHSBC台北に、日々の銀行預金利息に基づく変動金利預金で預金された。いずれも受託会社及び登録事務代行会社の関連会社である。

10. ブローカーに対する未払金／未収入金

	2009年12月31日 米ドル	2008年12月31日 米ドル	2008年1月1日 米ドル
ブローカーからの未収入金残高: 売却、未受渡の証券に係る未収入金	-	524,107	1,749,471
ブローカーで保有される現金	<u>214,404</u>	<u>163,207</u>	<u>2,989,981</u>
	<u>214,404</u>	<u>687,314</u>	<u>4,739,452</u>
ブローカーへの未払金残高: 購入、未受渡の証券に係る未払金	-	1,492,200	428,314

11. 買戻可能受益証券数

発行済買戻可能受益証券数

	2009年12月31日	2008年12月31日	2008年1月1日
期首	194,128	331,240	-
期中受益証券の発行	24,937	7,484	429,959
期中受益証券の買戻	<u>(45,716)</u>	<u>(144,596)</u>	<u>(98,719)</u>
期末	<u>173,349</u>	<u>194,128</u>	<u>331,240</u>

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

12. 資本金

シリーズ・トラストの資本は買戻可能受益証券として、貸借対照表にその1口当たり純資産で表示されている。買戻可能受益証券はシリーズ・トラストに戻すことができ、その発行、買戻は取引日であればいつでも可能である。期間中の買戻可能受益証券の申込、買戻は、株主資本変動計算書に表示される。

目論見書に従い、申込ならびに買戻、また様々な報酬の算出にあたって、買戻可能受益証券1口当たり純資産を決定するために、投資は直近の取引価格で表示される。この純資産の評価は、注記3に記載されているHKFRSの評価の要件とは異なる。注記3に開示されているHKAS 39号による投資ポジションの評価と、シリーズ・トラストの目論見書に示されている方法との違いは、59,343米ドル（2008年：38,324米ドル）である。

買戻可能受益証券の申込、買戻を処理するための、HKFRSによるシリーズ・トラストの資本と、目論見書におけるシリーズ・トラストの1口当たり純資産との調整は、以下のとおりである。

	2009年12月31日 米ドル	2008年12月31日 米ドル	2008年1月1日 米ドル
貸借対照表による純資産	19,808,840	14,219,821	42,146,266
市場買呼値と直近市場取引価格との調整	<u>59,343</u>	<u>38,324</u>	<u>-</u>
受益証券所有者に帰属する純資産 （直近市場取引価格）	<u>19,868,183</u>	<u>14,258,145</u>	<u>42,146,266</u>

2009年12月31日現在、シリーズ・トラストには、資本として分類されるプット・オプション付き金融商品が、19,808,840米ドル（2008年12月31日：14,219,821米ドル、2008年1月1日：42,146,266米ドル）あり、発行済み証券数は173,349口（2008年12月31日：194,128口、2008年1月1日：331,240口）である。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

13. 金融リスク及び管理目的並びに方針

シリーズ・トラストは保有する金融商品に起因する市場リスク（金利、通貨及び株価リスクを含む）、流動性リスク、信用リスクにさらされる。シリーズ・トラストのリスク管理の目的は、シリーズ・トラストの財務成績への潜在的な悪影響を抑えるために、潜在的な損失を最小限に抑える戦略を実施することである。投資運用会社は適用法令、シリーズ・トラストの投資方針及び投資制限を遵守するために、リスク管理及びコンプライアンス手続きを確立している。この手続きには、定期的なポートフォリオの運用成績の監視及び投資制限に従った法令順守検査の実施の監視を含む。

シリーズ・トラストの管理会社はシリーズ・トラストの日々のオペレーションの責任がある。またシリーズ・トラストの資産の管理、及びファンド証券の発行・買戻に責任がある。

管理会社は、シリーズ・トラストの資産の運用を投資運用会社に委託している。投資運用会社には、4名のファンド・マネージャー及び3名の投資アナリストにより構成されるチームがある。投資チームは最高投資責任者（CIO）がリーダーとなり、投資戦略を開発し、投資決定を下す。投資運用会社のファンド・マネージャー及び投資アナリストには、シリーズ・トラストの投資についての考えを述べる責任がある。この責任とは、マクロ経済並びに市場動向の精査並びに分析、株価の監視、有価証券の選別並びに分析及び投資戦略並びに銘柄選別のための最終的な意見の提案などである。ファンド・マネージャー及び投資アナリストは、投資に係る監視及び分析機能を実行するにあたって、投資運用会社がブローカー、アナリスト、経営者及び取引関係者を含む関係者等の幅広いネットワークから定期的に受領する膨大なリサーチ及びその他の情報を利用する。

投資決定は、主に投資運用会社の投資委員会の週次ミーティングにおいて行われる。投資委員会の4名の委員は投資チームのメンバーであり、代表ファンド・マネージャー及び最高投資責任者を含む。投資運用会社の主要な投資オフィサーでストラテジストである最高投資責任者が、投資委員会の議長を務める。投資委員会は、ファンド・マネージャー及び投資アナリストが提案する投資についての意見すべてに関する報告及び精査を行い、ポートフォリオ戦略、資産配分、銘柄選別及び組入銘柄の変更に係る投資決定を下す。代表ファンド・マネージャーの任務は、投資委員会での投資判断を実行することである。代表ファンド・マネージャーはシリーズ・トラストの全体的な運用実績の監視をする。投資運用会社はシリーズ・トラストの管理事務代行会社により作成される評価レポートを精査し、シリーズ・トラストの評価の適切な実施を確保する。

シリーズ・トラストの資産及び負債は下記を含む金融商品で構成される：

- ・ 上場株式及び権利への投資。これらはシリーズ・トラストの投資目的及び方針に従って保有される；
- ・ 現金及び投資活動から直接生じる短期の債権債務

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

13. 金融リスク及び管理目的並びに方針（続き）

(a) 市場リスク

市場リスクとは、金融商品の公正価値が金利、外国為替、株価及びその他個々の資産または市場の全ての資産に影響する市場の変数の変化により変動するリスクである。

貸借対照表日付時点でのシリーズ・トラストのポートフォリオ一覧の詳細は後述する。

(i) 金利リスク

金利リスクとは、金融商品の価値と将来のキャッシュフローが市場金利の変化によって変動するリスクである。

シリーズ・トラストの金融資産の大部分は株式と無利息で満期のない金融商品である。従ってシリーズ・トラストは、市場金利水準の変動を要因とする大きなリスクにはさらされていない。シリーズ・トラストの現金及び現金同等物に係る金利リスクにさらされる残高は、注記9に開示されている。

(ii) 通貨リスク

通貨リスクとは、金融商品の時価が外国為替レートの変化により変動するリスクである。シリーズ・トラストは、米ドル以外の通貨建ての投資について通貨リスクにさらされる。投資運用会社は、ヘッジ技法を用いて通貨リスクの相殺を試みることがある。しかしながら、ヘッジ技法によって彼らが望む結果が得られる保証はない。2008年及び2009年12月31日終了の会計年度において、ヘッジ技法は用いていない。従って、シリーズ・トラストの資産評価は有利または不利に、金利変動の影響を受けるので、シリーズ・トラストは必然的に通貨リスクにさらされる。

シリーズ・トラストが、外国通貨リスクにさらされる残高は下記のとおり開示される：

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

13. 金融リスク及び管理目的並びに方針（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(ii) 通貨リスク（続き）

2009年12月31日現在

原通貨	香港ドル 米ドル	台湾ドル 米ドル	タイ・バーツ 米ドル
資産			
金融資産評価勘定	-	-	18,601,540
未収配当	-	-	9,444
ブローカーからの未収入金	-	-	214,404
銀行預金	702,313	48,210	8,337
資産合計	702,313	48,210	18,833,725

2008年12月31日現在

原通貨	オーストラリ ア・ドル 米ドル	シンガポール ・ドル 米ドル	タイ・バーツ 米ドル	台湾ドル 米ドル
資産				
金融資産評価勘定	222,889	915,061	10,638,942	-
未収配当	-	-	34,740	-
ブローカーからの未収入金	-	-	150,126	-
銀行預金	-	5,010	1,387,307	47,092
資産合計	222,889	920,071	12,211,115	47,092
負債				
ブローカーへの未払金	-	-	(1,492,200)	-
負債合計	-	-	(1,492,200)	-

フィリップ・アイザワ・トラスト・タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

13. 金融リスク及び管理目的並びに方針（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(ii) 通貨リスク（続き）

2008年1月1日現在

原通貨	オーストラリア・ ドル 米ドル	シンガポール・ ドル 米ドル	タイ・バーツ 米ドル
資産			
金融資産評価勘定	381,140	742,890	36,527,403
ブローカーからの未収入金	-	-	4,739,452
銀行預金及び証拠金勘定	-	-	29,932
資産合計	381,140	742,890	41,296,787
負債			
ブローカーへの未払金	-	-	(428,314)
負債合計	-	-	(428,314)

下記の分析は、管理会社が米ドルに対して起こりうる通貨レートの変動の影響を2009年12月31日付包括利益計算書上に常にある全てのほかの変数とともに、最良に推定したものである。包括利益計算書と資本において下表のマイナス数値は潜在的な額純減示し、プラスの数値は製剤的な純増額を示す。実際には、売買の結果は下記の感応度分析と大きく異なることがある。

2009年12月31日現在

通貨	通貨レートの変動（％）	純資産及び収益への 影響（米ドル）
香港ドル	+/-5%	+/-35,116
タイ・バーツ	+/-5%	+/-941,686
台湾ドル	+/-5%	+/-2,411

2008年12月31日現在

通貨	通貨レートの変動（％）	純資産及び収益への 影響（米ドル）
オーストラリア・ドル	+/-5%	+/- 11,144
シンガポール・ドル	+/-5%	+/- 46,004
タイ・バーツ	+/-5%	+/- 535,946
台湾ドル	+/-5%	+/- 2,355

2008年1月1日現在

通貨	通貨レートの変動（％）	純資産及び収益への 影響（米ドル）
オーストラリア・ドル	+/-5%	+/- 19,057
シンガポール・ドル	+/-5%	+/- 37,145
タイ・バーツ	+/-5%	+/- 2,064,839

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

13. 金融リスク及び管理目的並びに方針（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(ii) 株価リスク

株価リスクとは、株式の公正価値が株式指標及び個別株の価値の変化に伴い、変動するリスクである。売買目的の株価リスク資産総額は、ファンドの投資ポートフォリオから生じる。包括利益計算書において、シリーズ・トラストの株式はすべて公正価値で保有されるため、市況の変動は全て直接、正味投資収益に影響する。

株価リスクは、シリーズ・トラストの投資運用会社により管理され、慎重な銘柄選択のほか、投資ポートフォリオの分散化を通じて価格リスクを管理し、それによって、単一の発行体が発行した証券をシリーズ・トラストが保有する総額は通常、受益者に帰属する純資産の10%を超えない。投資運用会社はまた、個別の株価の変動を予測するためにタイ証券取引所指数（「SET指数」）を緊密に監視している。

2009年12月31日現在、投資運用会社はSET指数が5%増減したときに、他の全ての変数を一定とした場合、それにより金融資産評価勘定は純資産は潜在的に約911,207米ドル増減するとした（2008年：654,422米ドル）。実際には、売買の結果は下記の感応度分析と大きく異なることがある。

	SET指数の変動	金融資産評価勘定への影響	純資産及び収益への影響
			米ドル
2009年	±5 %	±4.60 %	±911,207
2008年	±5 %	±4.60 %	±654,422

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

13. 金融リスク及び管理目的並びに方針（続き）

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、シリーズ・トラストが金融資産に関する約定を履行するため、または受益者の買戻に応じるための資金調達が困難な状況に直面するリスクである。流動性リスクは直ちに公正価値で金融商品を売却できないことから生じる。また、受益者の大量のファンド証券買戻の申込はシリーズ・トラストを流動性リスクにさらす。つまり管理会社が買戻に必要な現金を借りることができなければ、投資運用会社は、他の場合には望まないような慌ただしさで、しかも買戻に対し不利な価格で流動化することを求められることがある。当期においてそのような借入は発生していない（2008年：なし）。

比較的流動性が低い証券の市場は、より流動的な証券のための市場よりも不安定である。シリーズ・トラストの資産の比較的流動性が低い市場への投資により、投資運用会社はシリーズ・トラストの投資資産を望ましい価格で望ましい時間内に売却することができないことがある。シリーズ・トラストの上場証券はすべて様々な証券取引所に上場されているので換金可能と考えられるが、より小規模な会社の流動性の状況は、市況によって極めて大きく変わることがある。シリーズ・トラストが短期間で投資を流動化することを決定した場合に、市場インパクトのコストが生じることが予想される。

下表は、シリーズ・トラストの金融負債のキャッシュフローを、残余財産の契約に基づきディスカウントなしで示したものである。

2009年12月31日現在

	満期が 1カ月未満 米ドル	満期が1－ 3カ月未満 米ドル	満期が3－ 12カ月未満 米ドル	満期の 定めなし 米ドル	合計 米ドル
未払金及び未払債務	(37,423)	(25,350)	-	-	(62,773)
未払買戻代金	(49,410)	-	-	-	(49,410)
負債合計	(86,833)	(25,350)	-	-	(112,183)

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

13. 金融リスク及び管理目的並びに方針（続き）

(b) 流動性リスク（続き）

2008年12月31日現在

	満期が 1カ月未満 米ドル	満期が1－ 3カ月未満 米ドル	満期が3－ 12カ月未満 米ドル	満期の 定めなし 米ドル	合計 米ドル
未払金及び未払債務	(28,913)	(25,350)	-	-	(54,263)
ブローカーへの未払金	(1,492,200)	-	-	-	(1,492,200)
未払買戻代金	(56,284)	-	-	-	(56,284)
負債合計	(1,577,397)	(25,350)	-	-	(1,602,747)

2008年1月1日現在

	満期が 1カ月未満 米ドル	満期が1－ 3カ月未満 米ドル	満期が3－ 12カ月未満 米ドル	満期の 定めなし 米ドル	合計 米ドル
未払金及び未払債務	(61,801)	(21,350)	-	-	(83,151)
ブローカーへの未払金	(428,314)	-	-	-	(428,314)
未払買戻代金	(768,887)	-	-	-	(768,887)
負債合計	(1,259,002)	(21,350)	-	-	(1,280,352)

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

13. 金融リスク及び管理目的並びに方針（続き）

(b) 流動性リスク（続き）

シリーズ・トラストは、主に1カ月以内に換金が可能と思われる証券に投資することで、流動性リスクを管理している。下表は、保有資産の期待流動性を示している。

2009年12月31日現在	満期が1カ月未満 米ドル	満期が1 - 3カ月未 満 米ドル	3カ月超 米ドル
資産合計	19,921,023	-	-
2008年12月31日現在	満期が1カ月未満 米ドル	満期が1 - 3カ月未 満 米ドル	3カ月超 米ドル
資産合計	15,822,568	-	-
2008年1月1日現在	満期が1カ月未満 米ドル	満期が1 - 3カ月未 満 米ドル	3カ月超 米ドル
資産合計	43,426,618	-	-

(c) 信用リスク

取引先企業の信用リスクとは、金融資産の取引相手先がシリーズ・トラストとの契約を履行しないリスクである。シリーズ・トラストは、取引相手先の支払不能、破産、債務不履行の可能性を免れず、それによりシリーズ・トラストが多大な損失を被る結果になることがある。

2009年12月31日現在、シリーズ・トラストが信用リスクにさらされている金額は、主として、ブローカーからの未収金が214,404米ドル（2008年12月31日：687,314米ドル、2008年1月1日：4,739,452米ドル）、銀行預金がHSBC USAニューヨーク、HSBCバンコク、HSBC香港、HSBC台北への合計で1,095,635米ドル（2008年12月31日：3,307,580米ドル、2008年1月1日：890,029米ドル）である。

上場投資有価証券のすべての取引は、承認されたブローカーを通して証券と資金の同時決済で行われる。証券売却の受渡はファンドの保管銀行が代金の支払を受けたときに限り行われるため、デフォルトのリスクはほとんどないと考えられる。購入については、シリーズ・トラストの保管銀行が証券を受領して初めて代金の支払が行われる。いずれかの当事者が義務を履行できない場合、取引は成立しない。

フィリップ・アイザワ トラスト タイフアンド

財務書類の注記

2009年12月31日

13. 金融リスク及び管理目的並びに方針（続き）

(c) 信用リスク（続き）

銀行預金は定評ある金融機関に置かれている。

信用リスクの過度の集中

信用リスクの集中は、経済、産業、または地理的要因の変動が、シリーズ・トラストの信用リスク全体から見て信用リスクが大きく集中している取引相手先に影響を及ぼすときに存在する。シリーズ・トラストの金融商品ポートフォリオは、産業、製品、地理的要素に応じて分散し、多様な取引相手先と取引関係に入ることによって信用リスクの過度の集中が緩和されている。

それゆえ、シリーズ・トラストは金融商品について重大な貸倒は想定していない。

(d) 資本管理

シリーズ・トラストの資本は買戻可能受益証券の残高として表示される。現在、シリーズ・トラストの発行口数は173,349口である（注記11）。

シリーズ・トラストの投資目的は、シリーズ・トラストの投資方針の範囲内で上場または未上場の普通株式、優先株式、ワラント、新株引受権、社債その他派生商品に投資することにより、一貫してプラスのリターンを得ることである。

投資運用会社は、一時的にシリーズ・トラストの現金を定期預金や短期金融商品及びその他現金同等物に投資することができる。また、投資運用会社は、リスク軽減またはリスク管理の目的で、有価証券やその他の金融商品に直接投資を行うことができる。

シリーズ・トラストには、外部から課された必要資本はない。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2009年12月31日

13. 金融リスク及び管理目的並びに方針（続き）

(e) 公正価値階層

シリーズ・トラストは以下の階層を用いて、評価方法による金融商品の公正価値を決定、開示している。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（調整なしの）公表価格

レベル2：計上されている公正価値に重要な影響をもたらす、直接的または間接的に観測可能な価格情報を用いる、その他の方法

レベル3：計上されている公正価値に重要な影響をもたらす、観測可能な市場データに基づかない価格情報を用いる方法

	合計 米ドル	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル
2009年12月31日現在 金融資産評価勘定 資本金	18,601,540	18,601,540	-	-

ポートフォリオ一覧の詳細は後述する。

14. 財務諸表の承認

財務諸表は2010年6月9日に、受託会社及び管理会社により発行を承認された。

(3) 【投資有価証券明細表等】

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

ポートフォリオ一覧

2009年12月31日

	株数	公正価値 米ドル	NAVに占 める割合
金融資産評価勘定			
上場株式			
<u>タイ</u>			
Advanced Information Service PCL - NVDR	198,800	514,292	2.60
Airports of Thailand PCL	675,600	790,294	3.99
Airports of Thailand PCL - NVDR	157,400	184,121	0.93
Asian Property Development PCL - NVDR	6,098,200	1,042,584	5.26
Bank of Ayudhya PLC - NVDR	1,435,900	964,732	4.87
Bumrungrad Hospital PCL - NVDR	522,700	462,497	2.33
Capital Nomura Securities PLC - NVDR	325,100	222,324	1.12
Central Pattana PCL - NVDR	1,242,000	756,227	3.82
CPN Retail Growth Leasehold Fund Reit	1,827,600	504,317	2.55
Kasikornbank PCL	267,000	690,724	3.49
Kasikornbank PCL - NVDR	200,000	508,398	2.57
Land & Houses Public Co Ltd - NVDR	5,977,300	1,129,484	5.70
Mass Comm Organization of Thailand NVDR	1,520,000	1,094,181	5.52
Minor International PCL (NVDR)	2,372,000	803,947	4.06
Pranda Jewelry Public Co Ltd NVDR	1,390,000	200,120	1.01
Precious Shipping PLC - NVDR	446,100	248,874	1.26
PTT Exploration & Production PCL - NVDR	210,000	925,915	4.67
PTT PCL - NVDR	125,600	926,743	4.68
Shin Corp PCL - NVDR	617,900	509,666	2.57
Siam Commercial Bank PCL - NVDR	384,600	997,838	5.04
Sino Thai Engineering & Construct - NVDR	1,452,700	270,148	1.36
Thai Oil PCL - NVDR	1,200,000	1,538,692	7.77
Thai Stanley Electric PCL - NVDR	123,900	447,809	2.26
Thai Tap Water Supply PCL NVDR	5,084,400	677,107	3.42
Thaicom PCL NVDR	1,055,500	227,943	1.15
Total Access Communication PCL	379,400	398,290	2.01
Total Access Communication NVDR	859,475	921,603	4.65
True Corp PCL - NVDR	5,479,300	502,899	2.54
Workpoint Entertainment - NVDR	670,500	139,771	0.71
投資資産合計		18,601,540	93.91

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

ポートフォリオ一覧（続き）

2008年12月31日

	株数	公正価値 米ドル	NAVに占 める割合
金融資産評価勘定			
上場株式			
オーストラリア			
Kingsgate Consolidated Ltd	93,259	222,889	1.57
シンガポール			
Cerebos Pacific Ltd Ord Shs (Cerebos)	88,000	186,759	1.31
DBS Group Holdings Ltd	36,000	210,667	1.48
Fraser & Neave Ltd	118,000	242,215	1.70
		639,641	4.49
タイ			
Advanced Information Service PCL - NVDR	567,000	1,285,308	9.04
Airports of Thailand PCL - NVDR	521,400	270,799	1.90
Bangkok Dusit Medical Svs PCL (NVDR)	900	462	-
Bangkok Expressway PCL - NVDR	1,886,400	936,434	6.59
Bec World Public Co Ltd - NVDR	291,600	164,836	1.16
Bumrungrad Hospital PCL - NVDR	701,700	422,832	2.97
Capital Nomura Securities PLC - NVDR	325,100	143,660	1.01
Central Pattana PCL - NVDR	1,242,000	509,630	3.58
CPN Retail Growth Property Fund Reit	1,860,600	416,433	2.93
Kasikornbank PCL - NVDR	478,600	617,991	4.35
Land & Houses Public Co Ltd - NVDR	9,148,400	987,030	6.94
Mass Comm Organization of Thailand NVDR	1,050,500	385,836	2.71
Minor International PCL (NVDR)	3,600,500	811,016	5.70
Pranda Jewelry Public Co Ltd NVDR	1,390,000	185,067	1.30
Precious Shipping PLC - NVDR	446,100	139,526	0.98
Preuksa Real Estate PCL (NVDR)	661,000	83,075	0.58
PTT Aromatics & Refining PCL NVDR	2	1	-
PTT Exploration & Production PCL - NVDR	264,300	811,481	5.71
PTT PCL - NVDR	140,000	698,996	4.92
Shin Corp PCL - NVDR	617,900	276,592	1.95

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

ポートフォリオ一覧（続き）

2008年12月31日

	株数	公正価値 米ドル	NAVに占 める割合
<u>金融資産評価勘定（続き）</u>			
上場株式			
<u>タイ（続き）</u>			
Siam Commercial Bank PCL - NVDR	178,600	247,273	1.74
Siam Makro PCL (NVDR)	4,900	9,420	0.07
Thai Beverages PCL	1,800,000	237,971	1.67
Thai Stanley Electric PCL - NVDR	70,000	119,512	0.84
Total Access Communication NVDR	1,111,175	1,020,304	7.18
Total Access Communication PCL	14,600	11,169	0.08
Workpoint Entertainment - NVDR	670,500	95,428	0.67
		<u>10,888,082</u>	<u>76.57</u>
新株引受権			
シンガポール			
DBS Group Holdings Ltd Rts (Dec2008)	18,000	<u>37,449</u>	<u>0.26</u>
新株引受権合計		<u>37,449</u>	<u>0.26</u>
投資資産合計		<u>11,788,061</u>	<u>82.89</u>

[次へ](#)

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2009

	Notes	As at 31 December		1 January
		2009	2008	2008
		USD	USD	USD
ASSETS				
Cash and cash equivalents	9	1,095,635	3,307,580	890,029
Financial assets at fair value through profit or loss	8,13(e)	18,601,540	11,788,061	37,651,433
Amounts due from brokers	4, 10	214,404	687,314	4,739,452
Subscriptions receivable		-	1,417	137,639
Interest receivable		-	8	2,040
Dividends receivable		9,444	38,188	6,025
TOTAL ASSETS		<u>19,921,023</u>	<u>15,822,568</u>	<u>43,426,618</u>
LIABILITIES				
Accounts payable and accrued liabilities		62,773	54,263	83,151
Amounts due to brokers	10	-	1,492,200	428,314
Redemptions payable		49,410	56,284	768,887
TOTAL LIABILITIES		<u>112,183</u>	<u>1,602,747</u>	<u>1,280,352</u>
EQUITY				
Unit capital	12	<u>19,808,840</u>	<u>14,219,821</u>	<u>42,146,266</u>
TOTAL EQUITY		<u>19,808,840</u>	<u>14,219,821</u>	<u>42,146,266</u>
TOTAL LIABILITIES AND EQUITY		<u>19,921,023</u>	<u>15,822,568</u>	<u>43,426,618</u>
NUMBER OF REDEEMABLE UNITS				
IN ISSUE	11,12	<u>173,349</u>	<u>194,128</u>	<u>331,240</u>
NET ASSET VALUE PER REDEEMABLE UNIT				
(calculated in accordance with HKFRS)		<u>114.27</u>	<u>73.25</u>	<u>127.24</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

Year ended 31 December 2009

	Notes	2009 USD	2008 USD
INCOME			
Dividend income		668,624	1,067,227
Interest income		<u>9,717</u>	<u>14,914</u>
		<u>678,341</u>	<u>1,082,141</u>
EXPENSES			
Investment management fee	5	112,329	188,706
Trustee fee	5	36,930	55,138
Management fee	5	16,047	26,958
Administration expenses		8,829	18,159
Performance fee	5	-	149,452
Audit fee		25,848	25,799
Legal and professional fees		18,570	42,348
Securities expenses		9,276	12,531
Distribution fee	5	80,235	135,374
Agent company fee	5	32,094	54,150
Withholding tax		52,882	102,017
Commission expenses		270,607	636,658
Miscellaneous expenses		<u>42,680</u>	<u>80,545</u>
		<u>706,327</u>	<u>1,527,835</u>
LOSS BEFORE INVESTMENT AND EXCHANGE DIFFERENCES		(27,986)	(445,694)
INVESTMENT AND EXCHANGE DIFFERENCES			
Net realised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss	8	916,526	(3,652,709)
Net change in unrealised gains/losses on financial assets at fair value through profit or loss	8	5,873,703	(7,367,356)
Exchange differences		<u>105,411</u>	<u>(29,678)</u>
		<u>6,895,640</u>	<u>(11,049,743)</u>
PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR		6,867,654	(11,495,437)
Other comprehensive income		<u>-</u>	<u>-</u>
TOTAL COMPREHENSIVE INCOME/(LOSS) FOR THE YEAR		<u>6,867,654</u>	<u>(11,495,437)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

Year ended 31 December 2009

	Number of units Outstanding	Unit capital USD	Total equity USD
At 1 January 2008	331,240	-	-
Change in accounting policy	<u>-</u>	<u>42,146,266</u>	<u>42,146,266</u>
Restated balance at 1 January 2008	331,240	42,146,266	42,146,266
Issue of redeemable units during the year	7,484	933,455	933,455
Redemption of redeemable units during the year	(144,596)	(17,364,463)	(17,364,463)
Total comprehensive loss for the year	<u>-</u>	<u>(11,495,437)</u>	<u>(11,495,437)</u>
At 31 December 2008	194,128	14,219,821	14,219,821
Issue of redeemable units during the year	24,937	2,819,740	2,819,740
Redemption of redeemable units during the year	(45,716)	(4,098,375)	(4,098,375)
Total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>6,867,654</u>	<u>6,867,654</u>
At 31 December 2009	<u>173,349</u>	<u>19,808,840</u>	<u>19,808,840</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

STATEMENT OF CASH FLOWS

Year ended 31 December 2009

	Notes	2009 USD	2008 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Total comprehensive income for the year		6,867,654	(11,495,437)
Adjustments for:			
Dividend income, net of withholding tax		(615,742)	(965,210)
Interest income		(9,717)	(14,914)
Purchase of financial assets at fair value through profit or loss		(42,156,886)	(119,887,249)
Proceeds from sales of financial assets at fair value through profit or loss		42,133,636	134,730,556
Net realised (gains)/losses on financial assets at fair value through profit or loss	8	(916,526)	3,652,709
Net change in unrealised gains/losses on financial assets at fair value through profit or loss	8	(5,873,703)	7,367,356
Decrease in amounts due from brokers		472,910	4,052,138
Increase/(decrease) in accounts payable and accrued liabilities		8,510	(28,888)
(Decrease)/increase in amounts due to brokers		(1,492,200)	1,063,886
Net cash (used in)/provided by operations		(1,582,064)	18,474,947
Dividends received		644,486	933,047
Interest received		9,725	16,946
Net cash flows (used in)/provided by operating activities		(927,853)	19,424,940
CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES			
Proceeds from issue of redeemable units		2,821,157	1,069,677
Payments on redemption of redeemable units		(4,105,249)	(18,077,066)
Net cash flows used in financing activities		(1,284,092)	(17,007,389)
NET (DECREASE)/INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS		(2,211,945)	2,417,551
Cash and cash equivalents at beginning of the year		3,307,580	890,029
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF THE YEAR	9	1,095,635	3,307,580

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

1. THE TRUST

Phillip-Aizawa Trust ("the Trust") is an open-ended umbrella unit trust established under the laws of Cayman Islands pursuant to the terms of a master trust deed made by and between HSBC Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee") and FC Investment Ltd. (the "Manager") dated 10 November 2006. Philip-Aizawa Trust – Thai Fund (the "Series Trust") is a Series Trust of Phillip-Aizawa Trust established on the same date as the Trust. The offering of units commenced on 1 December 2006 and the initial offering period was closed on 28 December 2006. The Series Trust commenced operations on 5 January 2007. As at 31 December 2009, the Trust has two series trusts.

The investment objective of the Series Trust is to achieve consistent positive returns. Phillip Capital Management (S) Limited ("the Investment Manager") will invest for the account of the Series Trust primarily, but not exclusively, in listed equities, NVDRs, bonds, warrants and other securities and derivatives (including options, forwards and futures) of such securities, issued by companies established or carrying on business in Thailand. The Series Trust may therefore also invest up to 30 percent of the net asset value ("NAV") in securities of such companies listed outside Thailand. The Investment Manager will not, as a matter of policy, seek control over the companies in which it invests for the account of the Series Trust.

The Series Trust terminates on the earlier of (i) upon December 31, 2106, or (ii) if on any date, the NAV is USD5,000,000 or less and the Manager, decides to terminate upon three month's notice to unitholders.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements have been prepared in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") (which include all HKFRSs, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, accounting principles generally accepted in Hong Kong.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Management believes that the estimates utilized in preparing its financial statements are reasonable and prudent. Actual results could differ from these estimates.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICY AND DISCLOSURES

The Series Trust has adopted the following amendments to HKFRSs for the first time for the current year's financial statements. Except for in certain cases, giving rise to new and revised accounting policies and additional disclosures, the adoption of these new and revised standards have had no material effect on these financial statements.

HKAS 1 (Revised)	Presentation of Financial Statements
HKFRS 7 Amendments	Amendments to HKFRS 7 <i>Financial Instruments: Disclosures – Improving Disclosures about Financial Instruments</i>
HKAS 32 and HKAS 1 Amendments	Amendments to HKAS 32 <i>Financial Instruments: Presentation</i> and HKAS 1 <i>Presentation of Financial Statements – Puttable Financial Instruments and Obligations Arising on Liquidation</i>

HKAS 1 (Revised) Presentation of Financial Statements

The standard separates owner and non-owner changes in equity. The statement of changes in equity includes only details of transactions with owners, with all non-owner changes in equity presented as a single line. In addition, the standard introduces the statement of comprehensive income: it presents all items of income and expense recognized in profit or loss, together with all other items of recognized income and expense, either in one single statement, or in two linked statements. The Series Trust chose to present one single statement of comprehensive income.

The Series Trust does not have any components of other comprehensive income. Therefore, comprehensive income is equal to the net profit/(loss) reported for all periods presented.

In accordance with paragraph 10(f) to HKAS 1 (Revised 2007) and as a result of the retrospective application of the below mentioned amendment to HKAS 32, since the Series Trust also includes a Statement of financial position as at 1 January 2008.

Amendments to HKAS 32 Financial Instruments: Presentation and HKAS 1 Presentation of Financial Statements – Puttable Financial Instruments and Obligations Arising on Liquidation

The amendment to HKAS 32 requires certain puttable financial instruments and obligations arising on liquidation to be classified as equity if certain criteria are met. As the redeemable participating units issued by the Series Trust are considered to be the most subordinate class of instruments issued by the Manager, the redeemable participating units fulfil the criteria under HKAS 32 (Amendment) and have been reclassified from liability to equity.

As a result of the adoption of the amendments, the Series Trust has reclassified an amount of USD42,146,266 from financial liabilities ('Net assets attributable to holders if redeemable units') to equity as at 1 January 2008. The restated amounts are set out in the statements of changes in equity.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICY AND DISCLOSURES (continued)

HKFRS 7 (Amendments) Financial Instruments: Disclosures

The amendments to HKFRS 7 require additional disclosures about fair value measurement and liquidity risk. Fair value measurements related to items recorded at fair value are to be disclosed by source of inputs using a three level fair value hierarchy, by class, for all financial instruments recognised at fair value:

- Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities (Level 1).
- Inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices) (Level 2).
- Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs) (Level 3).

In addition, a reconciliation between the beginning and ending balance for level 3 fair value measurements is now required, as well as significant transfers between levels in the fair value hierarchy. The amendments also clarify the requirements for liquidity risk disclosures with respect to derivative transactions and assets used for liquidity management. The fair value measurement disclosures are presented in Note 13(e). The liquidity risk disclosures are not significantly impacted by the amendments and are presented in Note 13(b).

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE HKFRSs

The Series Trust has not applied the following new and revised HKFRSs, that have been issued but are not yet effective, in these financial statements.

- HKFRS 9 *Financial Instruments*¹
- HKAS 24 (Revised) *Related Party Disclosures*²

¹ *Effective for annual periods beginning on or after 1 January 2013*

² *Effective for annual periods beginning on or after 1 January 2011*

HKFRS 9 issued in November 2009 is the first part of phase 1 of a comprehensive project to entirely replace HKAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement. This phase focuses on the classification and measurement of financial assets. Instead of classifying financial assets into four categories, an entity shall classify financial assets as subsequently measured at either amortized cost or fair value, on the basis of both the entity's business model for managing the financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial assets. This aims to improve and simplify the approach for the classification and measurement of financial assets compared with the requirements of HKAS 39.

HKAS 24 (Revised) clarifies and simplifies the definition of related parties. It also provides for a partial exemption of related party disclosure to government-related entities for transactions with the same government or entities that are controlled, jointly controlled or significantly influenced by the same government. The revised standard is unlikely to have any impact on the related party disclosures.

The Manager is in the progress of making an assessment of the impact of these new and revised HKFRSs upon initial application. So far, the Manager considers that these new and revised HKFRSs are unlikely to have a significant impact on the Series Trust's results of operations and financial position.

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Financial instruments at fair value through profit or loss(a) Classification

The Series Trust has classified all of its investments as financial assets at fair value through profit or loss which comprises financial assets held for trading such as equities and Non-Voting Depository Receipts ("NVDRs"). These instruments are acquired or incurred principally for the purpose of generating a profit from short-term fluctuations in price. Derivatives are also categorised as held for trading, unless they are designated as effective hedging instruments or a financial guarantee contract. The Series Trust does not classify any derivatives as hedges in a hedging relationship.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments at fair value through profit or loss*(b) Initial measurement*

All purchase and sales of financial instruments that require delivery within the timeframe established by regulation or market condition ("regular way" purchases and sales) are accounted for at trade date. Realized gains and losses on disposals of financial instruments are calculated on the average cost basis and are dealt with in the profit or loss.

Financial instruments categorized at fair value through profit or loss are measured initially at fair value, with transaction costs for such instruments being recognized in the profit or loss.

(c) Subsequent measurement

After initial measurement, all investments are subsequently re-measured at fair value. In accordance with HKAS 39, fair value is generally determined by reference to the bid and ask prices on a recognized exchange or sourced from a reputable broker/counterparty.

If a quoted market price is not available on a recognized stock exchange or from a reputable broker/counterparty, the fair value of the financial instruments may be estimated by the Investment Manager or Manager using valuation techniques, including use of independent broker's quotations, recent arm's length market transactions, reference to the current fair value of another instrument that is substantially the same, discounted cash flow techniques, option pricing models or any other valuation technique that provides a reliable estimate of prices obtained in actual market transactions. The estimate and assumption of the fair value of financial instruments may differ from the values that would have been used had a ready market existed, and the differences could be material. None of the financial instruments were estimated by the Manager or the Investment Manager using these techniques for the year ended 31 December 2008 and 2009. Subsequent changes in the fair value of financial instruments at fair value through profit or losses are recognized in the profit or loss.

Other financial assets and liabilities

This category includes all financial liabilities, other than those classified as at fair value through profit or loss. The Series Trust includes in this category amounts relating to other short-term payables.

Other receivables and other financial liabilities are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

The Series Trust's accounting policy regarding the share capital is described below.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Interest revenue

Interest income is recognised in the statement of comprehensive income for all interest-bearing financial instruments using the effective interest method.

Dividend revenue

Dividend income is recognised when the shareholders' right to receive the payment is established. Dividend income is presented gross of any non-recoverable withholding taxes, which are disclosed separately as an expense in the statement of comprehensive income.

Expenses

All expenses, including management fee, investment management fee, trustee fee, and all other expenses are recognised in the statement of comprehensive income on an accrual basis.

Foreign currency translation

The functional currency and presentation currency of the Series Trust are both the United States Dollars ("USD").

The functional currency reflects the currency in which the Series Trust primarily generates and expends cash from its activities. Transactions in foreign currencies other than the functional currency are recorded at the rate ruling at the date of the transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are retranslated at the rate of exchange ruling at the end of reporting period. Realised and unrealised exchange gains or losses on foreign currency transactions are dealt with in the statement of comprehensive income as foreign currency gains or losses.

The rate of exchange in effect at 31 December 2009 was USD1 = HKD7.7552, THB33.3400 and TWD32.2000 (2008: USD1 = AUD1.4477, SGD1.4372, THB34.8500 and TWD32.9598).

Unit capital*Reclassification of redeemable units*

A puttable financial instrument is classified as an equity instrument if it has all of the following features:

- It entitles the holder to a pro rata share of the Series Trust's net assets in the event of the Series Trust's liquidation.
- The instrument is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments.
- All financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features.
- The instrument does not include any contractual obligation to deliver cash or another financial asset other than the holder's rights to a pro rata share of the Series Trust's net assets.
- The total expected cash flows attributable to the instrument over the life of the instrument are based substantially on the profit or loss, the change in the recognized net assets or the change in the fair value of the recognized and unrecognized net assets of the Series Trust over the life of the instrument.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Unit capital (continued)

In addition to the instrument having all the above features, the Series Trust must have no other financial instrument or contract that has:

- Total cash flows based substantially on the profit or loss, the change in the recognized net assets or the change in the fair value of the recognized and unrecognized net assets of the Series Trust, and
- The effect of substantially restricting or fixing the residual return to the puttable instrument holders.

HKAS 1 has also been amended to require additional disclosures relating to puttable instruments classified as equity.

The Series Trust's redeemable units meet the definition of puttable instruments classified as equity instruments under the revised HKAS 32. Consequently, the Series Trust's redeemable units, which were previously classified as financial liabilities, have been reclassified as equity instruments. Comparative figures have been restated.

The Series Trust continuously assesses the classification of the redeemable units. If the redeemable units cease to have all the features or meet all the conditions set out in paragraphs 16A and 16B of HKAS 32, the Series Trust will reclassify them as financial liabilities and measure them at fair value at the date of reclassification, with any differences from the previous carrying amount recognized in equity. If the redeemable units subsequently have all the features and meet the conditions set out in paragraphs 16A and 16B of HKAS 32, the Series Trust will reclassify them as equity instruments and measure them at the carrying amount of the liabilities at the date of the reclassification.

The issuance, acquisition and resale of redeemable units are accounted for as equity transactions.

Upon issuance of units, the consideration received is included in equity.

Transaction costs incurred by the Series Trust in issuing, acquiring or reselling its own equity instruments are accounted for as a deduction from equity to the extent that they are incremental costs directly attributable to the equity transaction that otherwise would have been avoided.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents are defined as cash on hand, demand deposits, time deposits with an original maturity of three months or less, and short-term, highly liquid investments readily convertible to known amounts of cash and subject to insignificant risk of changes in value. Cash on hand and at banks are carried at cost.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents consist of cash at bank.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Related parties

Parties are considered to be related if one party has the ability, directly or indirectly, to control the other party, or exercise significant influence over the party in making financial and operating decisions. Parties are also considered to be related if they are subject to common control or common significant influence. Related parties may be individuals or corporate entities.

Amounts due from/to a broker

Amounts due from a broker include cash held at the broker and receivables for securities sold that have been contracted for but not yet delivered on the reporting date. Amounts due to a broker include payables for securities purchased that have been contracted for but not yet delivered on the reporting date. Refer to accounting policy for "other financial liabilities" for recognition and measurement.

4. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Under the Master Trust Deed, the Manager is responsible for management of the investments and reinvestment of the assets of each series trust and for the issue and redemption of units. Details of the fees to which the Manager is entitled are provided in note 5 to the financial statements.

The Manager has delegated its investment management responsibility and the exercise of all rights of voting conferred by any investment of the Series Trust to the Investment Manager pursuant to the Investment Management Agreement. Details of the fees to which the Investment Manager is entitled are provided in note 5 to the financial statement.

Margin accounts are opened with the brokers, Phillip Securities (Thailand) PLC and Phillip Futures Pte, Singapore, related companies of the Investment Manager, Phillip Capital Management (S) Limited, whereby the brokers agree to provide the brokerage services in relation to futures contract transactions. As at 31 December 2009, cash balance of USD214,404 (THB7,148,215) (2008: USD150,126 (THB5,231,884)) and nil (2008: USD13,081) were placed with Phillip Securities (Thailand) PLC and Phillip Futures Pte, Singapore in interest bearing accounts, respectively.

Apart from the above, there were no contracts of significance in relation to the Series Trust's business to which the Series Trust was a party or in which the Manager had a material interest, whether directly or indirectly, at the end of the year or at any time during the year.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

5. FEES

Investment management fee

The Investment Manager, Phillip Capital Management (S) Limited, is entitled to receive an investment management fee, calculated at an annual rate of 0.7% on the net asset value of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears.

The investment management fee for the year ended 31 December 2009 was USD112,329 (2008: USD188,706). As at 31 December 2009, an investment management fee of USD11,853 (2008: USD8,562) was payable to the Investment Manager.

Trustee fee

The Trustee, HSBC Trustee (Cayman) Limited, is entitled to receive a trustee fee, calculated at an annual rate of 0.1% on the net assets value of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears, subject to a minimum monthly payment of USD1,500.

The trustee fee including administration fee, valuation fee, registrar fee and out-of-pocket disbursements for the year ended 31 December 2009 was USD36,930 (2008: USD55,138). As at 31 December 2009, a trustee fee of USD3,002 (2008: USD2,874) was payable to the Trustee.

Management fee

The Manager, FC Investment Limited, is entitled to receive a management fee, calculated at an annual rate of 0.1% on the net asset value of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears.

The management fee for the year ended 31 December 2009 was USD16,047 (2008: USD26,958). As at 31 December 2009, a management fee of USD1,693 (2008: USD1,223) was payable to the Manager.

Performance fee

The Investment Manager is also entitled to receive an annual performance fee of 10% of the increase in the net asset value per unit (before deduction of the performance fee) at the end of the relevant quarter exceeds the highest of the net asset value per unit (before deduction of the performance fee) as at the end of any of the preceding calendar quarters per average number of units in issue during the relevant quarter.

The performance fee for the year ended 31 December 2009 was nil (2008: USD149,452). As at 31 December 2009, no performance fee was payable to the Investment Manager (2008: Nil).

Distribution fee

The Distributor, Aizawa Securities Co. Ltd., is entitled to receive a distribution fee, calculated at an annual rate of 0.5% on the net asset value of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears.

The distribution fee for the year ended 31 December 2009 was USD80,235 (2008: USD135,374). As at 31 December 2009, a distribution fee of USD8,466 (2008: USD6,116) was payable to the Distributor.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

5. FEES (continued)

Agent company fee

The Agent Company, Aizawa Securities Co. Ltd., is entitled to receive an agent company fee, calculated at an annual rate of 0.2% on the net asset value of the Series Trust at each valuation day and payable monthly in arrears.

The agent company fee for the year ended 31 December 2009 was USD32,094 (2008: USD54,150). As at 31 December 2009, an agent company fee of USD3,387 (2008: USD2,446) was payable to the Agent Company.

6. TAXATION

Under the current laws of Cayman Islands, there is no income tax, corporation tax, capital gains tax or any other kinds of tax on profits or gains in the Cayman Islands.

The Trust has received an undertaking from the Governor-in Council of the Cayman Islands to the effect that, for a period of 50 years from 10 November 2006 (date of establishment), no law that is hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any tax on income will be levied on the Trust.

In jurisdictions other than the Cayman Islands, in some cases foreign taxes will be withheld at source of dividends and interest received by the Series Trust.

7. DISTRIBUTION

No distribution was paid or payable for the year ended 31 December 2009 (2008: Nil).

8. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	31 December 2009 USD	31 December 2008 USD	1 January 2008 USD
Financial assets			
- held for trading, at cost	20,066,354	19,126,578	37,622,594
Unrealised gains/(losses)	(1,464,814)	(7,338,517)	28,839
Financial assets at fair value through profit or loss	<u>18,601,540</u>	<u>11,788,061</u>	<u>37,651,433</u>
Net gains or losses on financial assets at fair value through profit or loss			
- Realized	916,526	(3,652,709)	6,238,714
- Unrealized	<u>5,873,703</u>	<u>(7,367,356)</u>	<u>28,839</u>
Total gains/(losses)	<u>6,790,229</u>	<u>(11,020,065)</u>	<u>6,267,553</u>

A detailed portfolio listing is set out on pages 30 to 32.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

9. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	31 December 2009 USD	31 December 2008 USD	1 January 2008 USD
Cash at bank	<u>1,095,635</u>	<u>3,307,580</u>	<u>890,029</u>

The cash at bank balances of USD8,337 (31 December 2008: USD1,387,307, 1 January 2008: USD23,907), Nil (31 December 2008: USD5,010 and 1 January 2008: Nil) and USD702,313 (2008: Nil) were held with The HSBC Bangkok, The HSBC Singapore and The HSBC Hong Kong, respectively, with no interest bearing, and USD336,775 (31 December 2008: USD1,868,171, 1 January 2008: USD866,122) and USD48,210 (31 December 2008: USD47,092, 1 January 2008: Nil) were held with The HSBC Bank USA New York and The HSBC Taipei, with interest at floating rate based on daily bank deposit rates. All are affiliate companies of the Trustee and Registrar.

10. AMOUNTS DUE FROM/TO BROKERS

	31 December 2009 USD	31 December 2008 USD	1 January 2008 USD
Balances due from brokers:			
Receivables for securities sold but not yet settled	-	524,107	1,749,471
Cash held at brokers	<u>214,404</u>	<u>163,207</u>	<u>2,989,981</u>
	<u>214,404</u>	<u>687,314</u>	<u>4,739,452</u>
Balances due to brokers:			
Payables for securities purchased but not yet settled	<u>-</u>	<u>1,492,200</u>	<u>428,314</u>

11. NUMBER OF REDEEMABLE UNITS

Number of issued and fully paid redeemable units:

	31 December 2009	31 December 2008	1 January 2008
At beginning of year	194,128	331,240	-
Issue of units during the year	24,937	7,484	429,959
Redemption of units during the year	(<u>45,716</u>)	(<u>144,596</u>)	(<u>98,719</u>)
At end of year	<u>173,349</u>	<u>194,128</u>	<u>331,240</u>

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

12. UNIT CAPITAL

The Series Trust's capital is represented by the redeemable units in the Series Trust, and shown as net asset value per redeemable units in the statement of financial position. The redeemable units can be put back to the Series Trust, an issue or repurchase of units may take place on any dealing day. Subscriptions and redemptions of units during the year are shown in the statement of changes in equity.

In accordance with the Offering Memorandum, investments are stated at the last traded prices for the purpose of determining net asset value per unit for subscriptions and redemptions and for various fee calculations. This valuation of net asset value is different from the HKFRS valuation requirements as described in Note 3. The difference between the valuation of investment position as prescribed by HKAS 39 as disclosed in Note 3 and the methodology indicated in the Series Trust's Offering Memorandum is USD59,343 (2008: USD38,324).

Reconciliation between the Series Trust's equity under HKFRS and the net asset value calculated per the Series Trust's Offering Memorandum for the purposes of processing unit subscriptions and redemptions is provided below.

	31 December 2009 USD	31 December 2008 USD	1 January 2008 USD
Net assets as per Statement of financial position	19,808,840	14,219,821	42,146,266
Adjustment from bid market prices to last traded market prices	<u>59,343</u>	<u>38,324</u>	<u>-</u>
Net asset value attributable to unitholders (at last traded market prices)	<u>19,868,183</u>	<u>14,258,145</u>	<u>42,146,266</u>

As at 31 December 2009, the Series Trust had USD19,808,840 (31 December 2008: USD14,219,821, 1 January 2008: USD42,146,266) of puttable financial instruments classified as equity and 173,349 units (31 December 2008: 194,128 units, 1 January 2008: 331,240 units) in issue.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES

The Series Trust is exposed to market risk (including interest rate, currency and equity price risk), liquidity risk and credit risk arising from the financial instruments it holds. The risk management objective of the Series Trust is to implement strategies to minimize potential losses so as to mitigate potential adverse effects on the Series Trust's financial performance. The Investment Manager has established risk management procedures to assure compliance with the investment policy and restrictions of the Series Trust. The procedures include regular monitoring of portfolio performance and performing compliance review with applicable investment restrictions.

The Manager of the Series Trust is responsible for the daily operation of the Series Trust. It is also responsible for the management of the Series Trust's assets and issue and repurchase of the units.

The Manager entrusts the management of the Series Trust's assets to the Investment Manager. The Investment Manager has a team which is composed of four fund managers and three investment analysts. The Investment team, whose leader is the Chief Investment Officer (CIO), develops the investment strategies and makes investment decisions. The Investment Manager's fund managers and investment analysts are each responsible for stating their opinion with respect to the Series Trust's investment. That responsibility includes investigating and analyzing the trends in the macro economy and the markets, monitoring the results of their shares, selecting and analyzing shares, and making final recommendations on investment strategies and issue selections. When the fund managers and investment analysts carry out their functions of monitoring and analyzing investments, they will use research and other information that the Investment Manager collects regularly from a wide network of relevant people, such as brokers, analysts, management and other people related to the relevant transactions.

Investment decisions will mainly be made at the weekly meeting of the Investment Manager's Investment Committee. The Investment Committee which has four members are also members of the investment team and this will include the lead Fund Manager and the CIO. The major role of the Investment Committee—which is chaired by the CIO, who is the Investment Manager's main investment officer and strategist—is to hear reports on and investigate investment recommendations from the fund managers and investment analysts, and to make decisions on portfolio strategies, asset distribution, issue selection, and portfolio changes. The lead Fund Manager is tasked to execute the investment decisions which are made at the Investment Committee. The lead Fund Manager is assigned to monitor the overall performance of the Series Trust. The Investment Manager reviews the valuation report prepared by the Administrator of the Series Trust to ensure that the Series Trust's valuation is conducted appropriately.

The Series Trust's assets and liabilities comprise financial instruments which include:

- Investment in listed equities and rights. These are held in accordance with the Series Trust's investment objectives and policies; and
- Cash and short-term debtors and creditors that arise directly from its investment activities.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(a) Market risk

Market risk is the risk that the fair value of financial instruments will fluctuate due to changes in market variables such as interest rates, foreign exchange rates, equity prices and other factors affecting the individual assets or all assets in the market.

A detailed investment portfolio listing of the Series Trust as at the end of the reporting period is set out on pages 30 to 32.

(i) Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the value of a financial instrument and future cash flows will fluctuate as a result of changes in market interest rates.

The majority of the Series Trust's financial assets are equity shares and other instruments which neither pay interest nor have a maturity date. As a result, the Series Trust is not subject to significant amount of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. The Series Trust's exposure to interest rate risk on its cash and cash equivalents is disclosed in note 9.

(ii) Currency risk

Currency risk is the risk that the value of a financial investment will fluctuate due to changes in foreign exchange rates. The Series Trust is exposed to currency risk on its investments which are denominated in currencies other than the US Dollar. The Investment Manager uses hedging techniques to attempt to offset currency risk. There is, however, no guarantee that hedging techniques will achieve their desired result. For the year ended 31 December 2008 and 2009, no hedging techniques were used. Accordingly, the value of the Series Trust's assets may be affected favourably or unfavourably by fluctuations in currency rates and therefore the Series Trust will necessarily be subject to currency risks.

The financial instruments that expose the Series Trust to significant foreign currency risks are disclosed as follows:

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(a) Market risk (continued)

(ii) Currency Risk (continued)

At 31 December 2009

Original Currency	HKD USD	TWD USD	THB USD
Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	-	-	18,601,540
Dividend receivable	-	-	9,444
Amount due from brokers	-	-	214,404
Bank balances	702,313	48,210	8,337
Total assets	702,313	48,210	18,833,725

At 31 December 2008

Original currency	AUD USD	SGD USD	THB USD	TWD USD
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss	222,889	915,061	10,638,942	-
Dividend receivable	-	-	34,740	-
Amount due from brokers	-	-	150,126	-
Bank balances	-	5,010	1,387,307	47,092
Total assets	222,889	920,071	12,211,115	47,092
Liabilities				
Amount due to brokers	-	-	(1,492,200)	-
Total liabilities	-	-	(1,492,200)	-

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(a) Market risk (continued)

(ii) Currency Risk (continued)

At 1 January 2008

Original Currency	AUD USD	SGD USD	THB USD
Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	381,140	742,890	36,527,403
Amounts due from brokers	-	-	4,739,452
Bank balance	-	-	29,932
Total assets	381,140	742,890	41,296,787
Liabilities			
Amount due to brokers	-	-	(428,314)
Total liabilities	-	-	(428,314)

The analysis below shows management's best estimates of the effect of a reasonably possible movement of the currency rates against the US Dollar with all other variables held constant on the statement of comprehensive income as at 31 December 2009. A negative amount in the table reflects a potential net reduction in statement of comprehensive income and equity, while a positive amount reflects a net potential increase. In practice, the actual trading results may differ from the below sensitivity analysis and the difference could be material.

At 31 December 2009

Currency	Change in Currency Rate (%)	Effect on net assets & profits (USD)
HKD	+/-5%	+/-35,116
THB	+/-5%	+/-941,686
TWD	+/-5%	+/-2,411

At 31 December 2008

Currency	Change in Currency Rate (%)	Effect on net assets & profits (USD)
AUD	+/-5%	+/- 11,144
SGD	+/-5%	+/- 46,004
THB	+/-5%	+/- 535,946
TWD	+/-5%	+/- 2,355

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(a) Market risk (continued)

(ii) Currency Risk (continued)

At 1 January 2008

Currency	Change in Currency Rate (%)	Effect on net assets and profits (USD)
AUD	+/-5%	+/- 19,057
SGD	+/-5%	+/- 37,145
THB	+/-5%	+/- 2,064,839

(iii) Equity Price Risk

Equity price risk is the risk that the fair values of equities decrease as a result of changes in equity indices and the value of individual stocks. The trading equity price risk exposure arises from the Series Trust's investment portfolio. As all of the Series Trust's equities are carried at fair value with fair value changes recognised in the statement of comprehensive income, all changes in market conditions will directly affect net investment income.

Equity price risk is managed by the Series Trust's Investment Manager through deliberate securities selection, and diversification of the investment portfolio whereby the maximum value of the Series Trust's holding of securities issued by any single issuer does not usually exceed 10% of its net assets attributable to unitholders. The Investment Manager of the Series Trust also closely monitors the Stock Exchange of Thai Index ("SET") index so as to anticipate the fluctuation in the value of individual stocks.

At 31 December 2009, it is reasonably expected by the Investment Manager that a possible increase/decrease of 5% in SET index, with all other variables held constant, would increase/decrease the financial assets at fair value through profit or loss and accordingly, the net assets by approximately USD911,207 (2008: USD654,422). In practice, the actual trading results may differ from the below sensitivity analysis and the difference could be material.

	Change in SET index	Effect in financial assets at fair value through profit or loss	Effect on net assets and profits
			US\$
2009	±5 %	±4.60 %	±911,207
2008	±5 %	±4.60 %	±654,422

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(b) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Series Trust will encounter difficulty in raising funds to meet commitment associated with financial assets or in meeting unitholder redemption requests. Liquidity risk may result from an inability to realize the financial instrument timely at its fair value. Also, substantial redemption of units at the request of Unitholders may expose the Series Trusts to liquidity risk as it could require the Investment Manager to liquidate investments of the Series Trust more rapidly than otherwise desirable and at less favourable prices to fund the redemption, unless the Manager is able to borrow the necessary cash for such redemption. During the year, no such borrowings have arisen (2008: Nil).

The market for relatively illiquid securities tends to be more volatile than the market for more liquid securities. Investment of the Series Trust's assets in relatively illiquid securities may restrict the ability of the Investment Manager to dispose of the Series Trust's investments at a price and time that it wishes to do so. The Series Trust's listed securities are considered to be realizable as they are all listed on various stock exchanges, but the liquidity conditions for smaller companies can vary very significantly in different market conditions. It is expected that there will be market impact costs if the Series Trust decides to liquidate its investment in a short time frame.

The table below indicate the residual contractual, undiscounted cash flows of the Series Trust's financial liabilities:

At 31 December 2009

	Less than 1 month USD	1 - 3 months USD	3 - 12 months USD	No stated maturity USD	Total USD
Accounts payable and accrued liabilities	(37,423)	(25,350)	-	-	(62,773)
Redemptions payable	(49,410)	-	-	-	(49,410)
Total liabilities	(86,833)	(25,350)	-	-	(112,183)

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(b) Liquidity risk (continued)

At 31 December 2008

	Less than 1 month USD	1 - 3 months USD	3 - 12 months USD	No stated maturity USD	Total USD
Accounts payable and accrued liabilities	(28,913)	(25,350)	-	-	(54,263)
Amounts due to brokers	(1,492,200)	-	-	-	(1,492,200)
Redemptions payable	(56,284)	-	-	-	(56,284)
Total liabilities	(1,577,397)	(25,350)	-	-	(1,602,747)

At 1 January 2008

	Less than 1 month USD	1 - 3 months USD	3 - 12 months USD	No stated maturity USD	Total USD
Accounts payable and accrued liabilities	(61,801)	(21,350)	-	-	(83,151)
Amounts due to brokers	(428,314)	-	-	-	(428,314)
Redemptions payable	(768,887)	-	-	-	(768,887)
Total liabilities	(1,259,002)	(21,350)	-	-	(1,280,352)

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(b) Liquidity risk (continued)

The Series Trust manages its liquidity risk by investing predominantly in securities that it expects to be able to liquidate within 1 month or less. The following table illustrates the expected liquidity of assets held:

At 31 December 2009	Less than 1 month USD	1 - 3 months USD	More than 3 months USD
Total assets	<u>19,921,023</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
As at 31 December 2008	Less than 1 month USD	1 - 3 months USD	More than 3 months USD
Total assets	<u>15,822,568</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
As at 1 January 2008	Less than 1 month USD	1 - 3 months USD	More than 3 months USD
Total assets	<u>43,426,618</u>	<u>-</u>	<u>-</u>

((c) Credit risk

Counterparty credit risk is the risk that a counterparty to a financial asset will fail on a commitment that it has entered into with the Series Trust. The Series Trust will be subject to the possibility of insolvency, bankruptcy or default of a counterparty with which the Series Trust trades, which could result in substantial losses to the Series Trust.

As at 31 December 2009, the Series Trust was mainly exposed to credit risk on the amounts due from brokers of USD214,404 (31 December 2008: USD687,314, 1 January 2008: USD4,739,452) and deposits that the Series Trust had placed with The HSBC Bank USA New York, The HSBC Bangkok, The HSBC Hong Kong and The HSBC Taipei in total amounting to USD1,095,635 (31 December 2008 : USD3,307,580, 1 January 2008: USD890,029).

All transactions in listed investments are settled on a delivery versus payment basis using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made when the Series Trust's custodian bank has received payment. For a purchase, payment is made once the securities have been received by the Series Trust's custodian bank. The trade will fail if either party fails to meet their obligation.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(c) Credit risk (continued)

Bank balances are placed with reputable financial institutions.

Significant concentrations of credit risk

Concentrations of credit risk exist when changes in economic, industry or geographic factors affect counterparties whose aggregate credit exposure is significant in relation to the Series Trust's total credit exposure. The Series Trust's portfolio of financial instruments is diversified along industry, product and geographic lines, and transactions are entered into with a range of counterparties, thereby mitigating any significant concentration of credit risk.

Therefore, the Series Trust does not expect to incur material credit losses on its financial instruments.

(d) Capital Management

The Series Trust's capital is represented by outstanding redeemable units in issue. Currently, the Series Trust has 173,349 in issue (note 11).

The investment objective of the Series Trust is to achieve consistent positive returns by investing into publicly traded or privately issued common stocks, preferred stocks, stock warrants and rights, bonds or other derivative instruments within the investment policy of the Series Trust.

The Investment Manager may temporarily invest the Series Trust's available monies in financial instruments such as fixed time deposits, money market instruments or other cash equivalents. In addition, the Investment Manager may, from time to time, make direct investments in securities or other financial instruments for mitigating or risk management purposes.

The Series Trust does not have any externally imposed capital requirements.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(e) Fair value hierarchy

The Series Trust uses the following hierarchy for determining and disclosing the fair value of financial instruments by valuation technique:

Level 1: quoted (unadjusted) prices in active markets for identical assets or liabilities

Level 2: other techniques which use inputs which have a significant effect on the recorded fair value that are observable, either directly or indirectly

Level 3: techniques which use inputs which have a significant effect on the recorded fair value that are not based on observable market data.

	Total USD	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD
At 31 December 2009				
<u>Financial assets at fair value through profit or loss</u>				
Equity shares	18,601,540	18,601,540	-	-

A detailed investment portfolio listing is set out on pages 30 to 32.

14. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the Trustee and the Manager on 9 June 2010.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

PORTFOLIO LISTING

31 December 2009

	Holdings	Fair Value USD	% of NAV
<u>Financial assets at fair value through profit or loss</u>			
Listed Equities			
<u>Thailand</u>			
Advanced Information Service PCL - NVDR	198,800	514,292	2.60
Airports of Thailand PCL	675,600	790,294	3.99
Airports of Thailand PCL - NVDR	157,400	184,121	0.93
Asian Property Development PCL - NVDR	6,098,200	1,042,584	5.26
Bank of Ayudhya PLC - NVDR	1,435,900	964,732	4.87
Bumrungrad Hospital PCL - NVDR	522,700	462,497	2.33
Capital Nomura Securities PLC – NVDR	325,100	222,324	1.12
Central Pattana PCL – NVDR	1,242,000	756,227	3.82
CPN Retail Growth Leasehold Fund Reit	1,827,600	504,317	2.55
Kasikornbank PCL	267,000	690,724	3.49
Kasikornbank PCL – NVDR	200,000	508,398	2.57
Land & Houses Public Co Ltd – NVDR	5,977,300	1,129,484	5.70
Mass Comm Organization of Thailand NVDR	1,520,000	1,094,181	5.52
Minor International PCL (NVDR)	2,372,000	803,947	4.06
Pranda Jewelry Public Co Ltd NVDR	1,390,000	200,120	1.01
Precious Shipping PLC – NVDR	446,100	248,874	1.26
PTT Exploration & Production PCL – NVDR	210,000	925,915	4.67
PTT PCL – NVDR	125,600	926,743	4.68
Shin Corp PCL – NVDR	617,900	509,666	2.57
Siam Commercial Bank PCL – NVDR	384,600	997,838	5.04
Sino Thai Engineering & Construct – NVDR	1,452,700	270,148	1.36
Thai Oil PCL – NVDR	1,200,000	1,538,692	7.77
Thai Stanley Electric PCL – NVDR	123,900	447,809	2.26
Thai Tap Water Supply PCL NVDR	5,084,400	677,107	3.42
Thaicom PCL NVDR	1,055,500	227,943	1.15
Total Access Communication PCL	379,400	398,290	2.01
Total Access Communication NVDR	859,475	921,603	4.65
True Corp PCL – NVDR	5,479,300	502,899	2.54
Workpoint Entertainment – NVDR	670,500	139,771	0.71
Total investments		18,601,540	93.91

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

PORTFOLIO LISTING (continued)

31 December 2008

	Holdings	Fair Value USD	% of NAV
<u>Financial assets at fair value through profit or loss</u>			
Listed Equities			
<u>Australia</u>			
Kingsgate Consolidated Ltd	93,259	222,889	1.57
<u>Singapore</u>			
Cerebos Pacific Ltd Ord Shs (Cerebos)	88,000	186,759	1.31
DBS Group Holdings Ltd	36,000	210,667	1.48
Fraser & Neave Ltd	118,000	242,215	1.70
		639,641	4.49
<u>Thailand</u>			
Advanced Information Service PCL - NVDR	567,000	1,285,308	9.04
Airports of Thailand PCL - NVDR	521,400	270,799	1.90
Bangkok Dusit Medical Svs PCL (NVDR)	900	462	-
Bangkok Expressway PCL - NVDR	1,886,400	936,434	6.59
Bec World Public Co Ltd - NVDR	291,600	164,836	1.16
Bumrungrad Hospital PCL - NVDR	701,700	422,832	2.97
Capital Nomura Securities PLC - NVDR	325,100	143,660	1.01
Central Pattana PCL - NVDR	1,242,000	509,630	3.58
CPN Retail Growth Property Fund Reit	1,860,600	416,433	2.93
Kasikornbank PCL - NVDR	478,600	617,991	4.35
Land & Houses Public Co Ltd - NVDR	9,148,400	987,030	6.94
Mass Comm Organization of Thailand NVDR	1,050,500	385,836	2.71
Minor International PCL (NVDR)	3,600,500	811,016	5.70
Pranda Jewelry Public Co Ltd NVDR	1,390,000	185,067	1.30
Precious Shipping PLC - NVDR	446,100	139,526	0.98
Preuksa Real Estate PCL (NVDR)	661,000	83,075	0.58
PTT Aromatics & Refining PCL NVDR	2	1	-
PTT Exploration & Production PCL - NVDR	264,300	811,481	5.71
PTT PCL - NVDR	140,000	698,996	4.92
Shin Corp PCL - NVDR	617,900	276,592	1.95

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

PORTFOLIO LISTING (continued)

31 December 2008

	Holdings	Fair Value USD	% of NAV
<u>Financial assets at fair value through profit or loss (continued)</u>			
Listed Equities			
<u>Thailand (continued)</u>			
Siam Commercial Bank PCL - NVDR	178,600	247,273	1.74
Siam Makro PCL (NVDR)	4,900	9,420	0.07
Thai Beverages PCL	1,800,000	237,971	1.67
Thai Stanley Electric PCL - NVDR	70,000	119,512	0.84
Total Access Communication NVDR	1,111,175	1,020,304	7.18
Total Access Communication PCL	14,600	11,169	0.08
Workpoint Entertainment - NVDR	670,500	95,428	0.67
		<u>10,888,082</u>	<u>76.57</u>
Rights			
Singapore			
DBS Group Holdings Ltd Rts (Dec 2008)	18,000	<u>37,449</u>	<u>0.26</u>
Total Rights		<u>37,449</u>	<u>0.26</u>
Total investments		<u>11,788,061</u>	<u>82.89</u>

２ 【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2010年４月末日現在)

	米ドル	円(Ⅳを除く)
Ⅰ 資産総額	18,985,183.02	1,785,936,167
Ⅱ 負債総額	181,654.47	17,088,236
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	18,803,528.55	1,768,847,931
Ⅳ 発行済口数	163,257口	
Ⅴ 純資産価格(Ⅲ／Ⅳ)	115.18	10,835

第5 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (自 2007年1月5日 至 2007年12月31日)	429,959 (429,959)	98,719 (98,719)	331,240 (331,240)
第2会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日)	7,484 (6,481)	144,596 (144,596)	194,128 (193,125)
第3会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	24,937 (1,023)	45,716 (45,716)	173,349 (148,432)

(注1) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の本書提出日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下の通りです。

2005年6月末日	資本金額：11,500万円
2009年2月17日	資本金額：5,000万円

(2) 会社の機構

① 管理会社の機構

管理会社の取締役の員数は、1人または取締役会が定めるそれ以上の数以上とされています。設立当初の取締役は、発起人により選任され、その後は、株主総会または取締役により選任されます。取締役の任期は、その選任の際、次回もしくは次々回の定時株主総会の時、特定の事情が生じた時、または特定の期間の経過までと定められます。

取締役会は、取締役または取締役の要求があった場合には、秘書役により随時招集されます。取締役会を開催するための定足数は2名です。ただし、取締役が1名の場合には定足数は1名です。取締役会においては、投票数の過半数の賛成により決議がなされます。賛否同数の場合には、決議はなされません。

② 投資運用の意思決定機構

管理会社の投資判断は、取締役間の協議によって決定されます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。

管理会社は、2010年4月末日現在、以下のとおり、公募投資信託19本および私募投資信託2本の管理・運用を行っています。

(2010年4月末日現在)

国別 (設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン	公募	12	188,602,999.75米ドル
		7	21,506,265,825円
ケイマン	私募	1	9,101,799.01米ドル
		1	206,391,028円

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近二事業年度の日本文の財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、第5期計算期間（2007年9月1日から2008年8月31日まで）の原文の財務書類について、監査人であるKPMG AZSA & Co.の監査を受けており、第6期計算期間（2008年9月1日から2009年8月31日まで）の原文の財務書類については、監査人であるSeiwa Audit Corporationの監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を受領しております。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、日本円で表示されています。

(1) 【貸借対照表】

FC インベストメント・リミテッド
貸借対照表

2008年及び2009年8月31日現在

(日本円で表示)

	注記	当期	前期
資 産			
流動資産：			
現金および現金等価物	2(e)	45,575,560	112,032,997
売掛金	5	27,771,606	16,112,270
短期貸付金	6,12	5,000,000	—
営業投資有価証券	4	10,943,042	387,002,512
その他の流動資産		188,192	11,213,026
流動資産合計		89,478,400	526,360,805
投資その他の資産：			
投資有価証券	7	10,000,000	10,000,000
貸倒引当金	2(h),8	(10,000,000)	—
投資その他の資産合計		—	10,000,000
資産合計		89,478,400	536,360,805
負 債			
流動負債：			
未払金		662,165	1,956,333
負債合計		662,165	1,956,333
純資産			
資本金			
授權株式数 2,300株			
発行済株式総数			
2009年8月31日現在 1,000株			
2008年8月31日現在 2,300株			
	9	50,000,000	115,000,000
利益剰余金		38,816,235	419,020,472
その他有価証券評価差額金		—	384,000
純資産合計		88,816,235	534,404,472
負債及び純資産合計		89,478,400	536,360,805

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(2)【損益計算書】

FCインベストメント・リミテッド
損益計算書

2007年9月1日から2008年8月31日及び

2008年9月1日から2009年8月31日

(日本円で表示)

	注記	当期	前期
収 益			
管理報酬		114,004,218	199,042,416
受取利息		578,351	189,401
受取配当金		540,000	540,000
収益合計		115,122,569	199,771,817
費 用			
営業投資損失	11	84,123,411	31,061,488
支払手数料		11,865,956	20,236,703
法務および専門家報酬		2,067,723	3,628,622
アドバイザー報酬		2,878,550	3,474,690
支払給与		2,878,550	3,024,210
銀行手数料		666,939	521,111
為替差損		4,544,207	2,243,902
支払利息		—	6,868,046
貸倒引当金繰入		10,000,000	—
その他の営業費用	13	1,301,470	1,282,998
費用合計		120,326,806	72,341,770
当期純利益又は当期純損失		(5,204,237)	127,430,047

1株当たり情報

1株当たり当期純利益金額			
又は1株当たり当期純損失金額	2(g)	(3,249)	79,548

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FCインベストメント・リミテッド

株主資本等変動計算書

2008年9月1日から2009年8月31日までの期間

（日本円で表示）

	資本金	利益剰余金	有価証券 評価差額金	合計
2008年9月1日現在の残高	115,000,000	419,020,472	384,000	534,404,472
減 資	(65,000,000)	—	—	(65,000,000)
剰余金の配当	—	(375,000,000)	—	(375,000,000)
当期純損失	—	(5,204,237)	—	(5,204,237)
有価証券評価差額金	—	—	(384,000)	(384,000)
2009年8月31日現在の残高	50,000,000	38,816,235	—	88,816,235

2007年9月1日から2008年8月31日までの期間

（日本円で表示）

	資本金	利益剰余金	有価証券 評価差額金	合計
2007年9月1日現在の残高	115,000,000	291,590,425	—	406,590,425
当期純利益	—	127,430,047	—	127,430,047
有価証券評価差額金	—	—	384,000	384,000
2008年8月31日現在の残高	115,000,000	419,020,472	384,000	534,404,472

添付の注記は、本財務書類の一部である。

F C インベストメント・リミテッド

注 記

(日本円で表示)

1 会社概要

当社は、親会社株式会社ファンドクリエーションの完全子会社として、ケイマン諸島において2003年9月9日に設立され、多数のファンドの管理会社としてファンド資産の管理、投資、および再投資に対する責任を負う。

2 重要な会計方針**(a) 財務書類作成の基礎**

本財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。日本で一般に公正妥当と認められた会計原則の一部は、その運用及び開示に関して国際会計基準とは異なる。

財務書類の作成に使用される測定通貨および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当社の株式が日本円で発行されており、また当社の業務が主に日本円で行なわれていることを反映したものである。

当社は、会計方針を継続して適用している。

(b) 単体決算

当社は、子会社及び関連会社を有していない。

(c) 営業投資有価証券

営業投資有価証券は、有価証券及び匿名組合出資を含む。市場価格のある営業投資有価証券は、市場の公正価値により表示される。未実現損益は、純資産に計上されている。市場価格のない営業投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。匿名組合出資は原価に匿名組合が獲得した純損益の持分相当額を加減して表示される。

(d) 投資有価証券

投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

(e) 現金および現金等価物

現金および現金等価物は、銀行預金からなる。

(f) 外貨換算

外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで日本円に換算される。収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで換算される。かかる取引によって生じる為替差損益は、損益計算書に含まれる。

(g) 1株当たり情報

1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均発行済株式数で除して計算される。当社は希薄化証券を保有していない為、希薄化一株当たり当期純利益を表示していない。

(h) 引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

3 表示区分変更

営業投資損失は、収益から費用へ表示区分の変更を行っている。この変更による当期純利益への影響はない。

4 営業投資有価証券

	今期	前期
FC Jグランドファンド クラスA	—	120,864,000
FC アントレプレナーファンド	—	100,000,000
その他の営業投資有価証券	10,943,042	166,138,512
	10,943,042	387,002,512

5 売掛金

	今期	前期
管理報酬	8,156,789	16,112,270
ディスポジションフィー	19,614,817	—
	27,771,606	16,112,270

6 短期貸付金

	今期	前期
親会社	5,000,000	—

7 投資有価証券

	今期	前期
新株予約権付社債	10,000,000	—

8 投資損失引当金

	今期	前期
新株予約権付社債	10,000,000	—

9 減資

2009年2月16日開催の決議により、親会社が持つ全株式のうち1,300株を1株当たり50,000円の価額で減資を行った。

10 税金

ケイマン諸島における現行の税制に基づき、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する税金は課されない。当社は、ケイマン諸島の議長から、利益、収益またはキャピタル・ゲインに対する全ての税金を免除する約束を受けている。従って、本財務書類には所得税に対する引当金は含まれていない。

11 匿名組合投資損失

	今期	前期
匿名組合投資損失	52,973,419	31,061,488
匿名組合出資譲渡損失	31,149,992	—
	84,123,411	31,061,488

12 関係会社間取引

	今期	前期
親会社への貸付金	5,000,000	—
親会社からの未収入金	106,984	—
親会社への支払手数料	1,260,000	1,843,432
親会社からの受取利息	542,839	—

13 その他の営業費用

その他の営業費用には、以下が含まれる：

	今期	前期
退職金	—	321,480
通信費	252,696	276,437
賃借料	162,419	263,032
租税公課	322,884	210,000
保険料	196,187	140,817
旅費交通費	88,589	62,072
会議費	18,955	—
接待交際費	259,740	—
雑費	—	9,160
	1,301,470	1,282,998

[次へ](#)

FC Investment Ltd.
Balance sheets as of 31 August 2009 and 2008
(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Current year	Prior year
Assets			
Current assets:			
Cash and cash equivalents	2(e)	45,575,560	112,032,997
Accounts receivable	5	27,771,606	16,112,270
Short-term loans receivable	6,12	5,000,000	—
Operational investment securities	4	10,943,042	387,002,512
Other current assets		188,192	11,213,026
Total current assets		89,478,400	526,360,805
Long-term investments:			
Other investment securities	7	10,000,000	10,000,000
Allowance for doubtful accounts	2(h),8	(10,000,000)	—
Total long-term investments		—	10,000,000
Total		89,478,400	536,360,805
Liabilities and Equity			
Current liabilities:			
Accounts payable		662,165	1,956,333
Total current liabilities		662,165	1,956,333
Equity:			
Common stock:			
Authorized: 2,300 shares in 2009 and 2008			
Issued: 1,000 shares and 2,300 shares in 2009 and 2008	9	50,000,000	115,000,000
Undistributed retained earnings		38,816,235	419,020,472
Net unrealized holding gains on securities		—	384,000
Total equity		88,816,235	534,404,472
Total		89,478,400	536,360,805

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Income statements
for years ended 31 August 2009 and 2008
(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Current year	Prior year
Revenues			
Management fees		114,004,218	199,042,416
Interest income		578,351	189,401
Dividends earned		540,000	540,000
Total revenues		115,122,569	199,771,817
Expenses			
Loss from operational investment securities	11	84,123,411	31,061,488
Fees and expenses		11,865,956	20,236,703
Legal and other professional fees		2,067,723	3,628,622
Advisory expenses		2,878,550	3,474,690
Salaries		2,878,550	3,024,210
Bank charges		666,939	521,111
Foreign exchange loss		4,544,207	2,243,902
Interest expenses		—	6,868,046
Provision of allowance for doubtful accounts		10,000,000	—
Other operating expenses	13	1,301,470	1,282,998
Total expenses		120,326,806	72,341,770
Net income (Loss)		(5,204,237)	127,430,047
Amount Per Share			
Net income (Loss) : Basic	2(g)	(3,249)	79,548

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Statements of changes in shareholder's equity

Current year

For year from 1 September 2008 to 31 August 2009

(Expressed in Japanese Yen)

	Common stock	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains on securities	Total
Balance at beginning of year	115,000,000	419,020,472	384,000	534,404,472
Capital deduction	(65,000,000)	—	—	(65,000,000)
Dividends paid	—	(375,000,000)	—	(375,000,000)
Net income (Loss)	—	(5,204,237)	—	(5,204,237)
Net unrealized holding gains on securities	—	—	(384,000)	(384,000)
Balance at end of year	50,000,000	38,816,235	—	88,816,235

Prior year

For year from 1 September 2007 to 31 August 2008

(Expressed in Japanese Yen)

	Common stock	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains or losses on securities	Total
Balance at beginning of year	115,000,000	291,590,425	—	406,590,425
Net income	—	127,430,047	—	127,430,047
Net unrealized holding gains on securities	—	—	384,000	384,000
Balance at end of year	115,000,000	419,020,472	384,000	534,404,472

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

Notes to financial statements*(Expressed in Japanese Yen)***1 Company profile**

FC Investment Ltd. (“the Company”), which was incorporated as a wholly owned subsidiary of Fund Creation Co., Ltd. (“the Parent”) on 9 September 2003 in the Cayman Islands, is a manager of various funds and responsible for management, investment and reinvestment of the funds’ assets.

2 Significant accounting policies***(a) Basis of presenting non-consolidated financial statements***

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosures requirements of International Financial Reporting Standards.

The measurement and presentation currency of the financial statements is Japanese Yen and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the shares of the Company are issued in Japanese Yen and the Company’s operations are primarily conducted in Japanese Yen.

The accounting policies have been applied consistently by the Company.

(b) Non-Consolidation

The Company has no subsidiaries or affiliated companies.

(c) Operational investment securities

Operational investment securities comprise securities and investments in silent partnerships. Marketable securities are stated at fair value with unrealised gains or losses and reported in a separate component of shareholder’s equity, less write-offs due to permanent deterioration in the financial condition of investee companies. Non-marketable securities are stated at cost, using the moving average method. Investments in silent partnerships are stated at cost with certain adjustments calculated by equity method.

(d) Other investment securities

Other investment securities are stated at cost, using the moving average method.

(e) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise deposits at bank.

(f) Foreign currency translation

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to Japanese Yen at balance sheet date exchange rate. Income and expense items are translated at exchange rates prevailing on the transaction date. Exchange differences arising from such transactions are included in the income statement.

(g) Net income per share

Basic net income per share is computed based on the weighted average number of shares of common stock outstanding during each period.

Diluted net income per share is not disclosed because the Company has no dilutive securities during each period.

(h) Allowance for doubtful accounts

In order to prepare for possible losses from receivables, loans, etc., an allowance is provided based on historical loan loss experience for claims to general debtors. For certain doubtful accounts, allowance is provided for the estimated uncollectible amount, based on the collectability of individual claims.

3 Reclassifications

Loss from operational investment securities has been reclassified from Revenues to Expenses. As a result, there is no influence on net income during each period.

4 Operational investment securities

	Current year	Prior year
FC FUND-J-GRAND ESTATE SECURITIES INVE TRUST CLASS A	—	120,864,000
FC ENTREPRENEUR FUND	—	100,000,000
Other operational investment securities	10,943,042	166,138,512
	<u>10,943,042</u>	<u>387,002,512</u>

5 Accounts receivable

	Current year	Prior year
Management fees	8,156,789	16,112,270
Disposition fees	19,614,817	—
	<u>27,771,606</u>	<u>16,112,270</u>

6 Short-term loans receivable

	Current year	Prior year
Parent Company	5,000,000	—

7 Other investment securities

	Current year	Prior year
Warrant bonds	10,000,000	10,000,000

8 Allowance for doubtful accounts

	Current year	Prior year
Warrant bonds	10,000,000	—

9 Capital reduction

On written consents of shareholders and the board on 16 February 2009, it was resolved that the Company repurchase 1,300 issued shares in the capital of the Company held by its sole shareholder, the Parent Company, at a price of Japanese Yen 50,000 per existing share.

10 Taxation

Under the current system of taxation in Cayman Islands, no tax is charged to income, profits or capital gains. The Company has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands exempting it from all tax on profits, income or capital gains. Accordingly, no provision for income taxes is included in the financial statements.

11 Loss from operational investment securities

	Current year	Prior year
Other loss from operational investment securities	52,973,419	31,061,488
Loss on transfer of silent partnership	31,149,992	—
	<u>84,123,411</u>	<u>31,061,488</u>

12 Related party transactions

	Current year	Prior year
Short-term loans receivable from the Parent Company	5,000,000	—
Accounts receivable from the Parent Company	106,984	—
Fees and expenses to the Parent Company	1,260,000	1,843,432
Interest income from the Parent Company	542,839	—

13 Other operating expenses

	Current year	Prior year
Other operating expenses include:		
Retirement expenses	—	321,480
Communication expenses	252,696	276,437
Rent	162,419	263,032
Tax and duties	322,884	210,000
Insurance expenses	196,187	140,817
Travel expenses	88,589	62,072
Conference expenses	18,955	—
Entertainment expenses	259,740	—
Miscellaneous expenses	—	9,160
	<u>1,301,470</u>	<u>1,282,998</u>

[次へ](#)

FCインベストメント・リミテッド

貸借対照表

2007年及び2008年8月31日現在

（日本円で表示）

	注記	当期	前期
流動資産			
現金および現金等価物	2	112,032,997	278,573,883
売掛金	4	16,112,270	20,447,020
営業投資有価証券	2・3	387,002,512	100,000,000
その他の流動資産		11,213,026	—
流動資産合計		526,360,805	399,020,903
固定資産			
投資有価証券	2	10,000,000	10,000,000
固定資産合計		10,000,000	10,000,000
資産合計		536,360,805	409,020,903
負 債			
未払金	8	1,956,333	2,430,478
負債合計		1,956,333	2,430,478
純資産			
株式資本	5	115,000,000	115,000,000
利益剰余金		419,020,472	291,590,425
その他有価証券評価差額金		384,000	—
純資産合計		534,404,472	406,590,425
負債及び純資産合計		536,360,805	409,020,903

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FCインベストメント・リミテッド

損益計算書

2006年9月1日から2007年8月31日及び
2007年9月1日から2008年8月31日
(日本円で表示)

	注記	当期	前期
収 益			
管理報酬		199,042,416	177,395,420
営業投資損益	7	(31,061,488)	(1,932,500)
受取利息		189,401	201,963
受取配当金		540,000	—
		168,710,329	175,664,883
費 用			
支払手数料	8	20,236,703	21,878,604
法務および専門家報酬		3,628,622	2,417,446
アドバイザリー報酬		3,474,690	4,293,030
支払給与		3,024,210	2,862,020
銀行手数料		521,111	464,843
為替差損		2,243,902	658,198
支払利息		6,868,046	—
その他の営業費用	9	1,282,998	2,713,801
		41,280,282	35,287,942
当期利益		127,430,047	140,376,941

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FCインベストメント・リミテッド

株主持分変動計算書

2007年9月1日から2008年8月31日までの期間

（日本円で表示）

	株式資本	未処分利益	有価証券 評価差額金	合計
2007年9月1日現在の残高	115,000,000	291,590,425	—	406,590,425
発行済株式	—	—	—	—
当期利益	—	127,430,047	—	127,430,047
有価証券評価差額金	—	—	384,000	384,000
2008年8月31日現在の残高	<u>115,000,000</u>	<u>419,020,472</u>	<u>384,000</u>	<u>534,404,472</u>

2006年9月1日から2007年8月31日までの期間

（日本円で表示）

	株式資本	未処分利益	有価証券 評価差額金	合計
2006年9月1日現在の残高	115,000,000	151,213,484	(255,745)	265,957,739
発行済株式	—	—	—	—
当期利益	—	140,376,941	—	140,376,941
有価証券評価差額金	—	—	255,745	255,745
2007年8月31日現在の残高	<u>115,000,000</u>	<u>291,590,425</u>	<u>—</u>	<u>406,590,425</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FC インベストメント・リミテッド
注 記
(日本円で表示)

1. 会社概要

当社は、ケイマン諸島において2003 年9 月9 日に設立され、多数のファンドの管理会社としてファンド資産の管理、投資、および再投資に対する責任を負う。

2. 重要な会計方針

(a)財務書類作成の基礎

本財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。日本で一般に公正妥当と認められた会計原則の一部は、その運用及び開示に関して国際会計基準とは異なる。

財務書類の作成に使用される測定通貨および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当社の株式が日本円で発行されており、また当社の業務が主に日本円で行なわれていることを反映したものである。

当社は、会計方針を継続して適用している。

(b)営業投資有価証券

営業投資有価証券は、有価証券及び匿名組合出資を含む。市場価格のある営業投資有価証券は、市場の公正価値により表示される。未実現損益は、純資産に計上されている。市場価格のない営業投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。匿名組合出資は原価に匿名組合が獲得した純損益の持分相当額を加減して表示される。

(c)投資有価証券

投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

(d)現金および現金等価物

現金および現金等価物は、銀行預金から成る。

(e)外貨換算

外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで日本円に換算される。収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで換算される。かかる取引によって生じる為替差損益は、損益計算書に含められる。

3. 営業投資有価証券

	今期	前期
FC Jグランドファンド クラスA	120,864,000	—
FC アントレプレナーファンド	100,000,000	100,000,000
その他の営業投資有価証券	166,138,512	—
	<u>387,002,512</u>	<u>100,000,000</u>

4. 売掛金

	今期	前期
管理報酬	16,112,270	20,447,020

5. 株主資本

	今期	前期
授權済： 一株当たり50,000 円の株式 2,300 株 8月31日現在	115,000,000	115,000,000
発行済および払込済： 一株当たり50,000 円の株式 2,300 株 8月31日現在	115,000,000	115,000,000

6. 税金

ケイマン諸島における現行の税制に基づき、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する税金は課されない。
当社は、ケイマン諸島の議長から、利益、収益またはキャピタル・ゲインに対する全ての税金を免除する約束を受けている。従って、本財務書類には所得税に対する引当金は含まれていない。

7. 営業投資損益

	今期	前期
FCグローバルトラストSVI-SUBファンド	—	(1,932,500)
その他の営業投資有価証券	(31,061,488)	—
	<u>(31,061,488)</u>	<u>(1,932,500)</u>

8. 関係会社間取引

	今期	前期
親会社への未払金	—	87,121
親会社への支払手数料	1,843,432	1,812,899

9. その他の営業費用

その他の営業費用には、以下が含まれる：

	今期	前期
退職金	321,480	—
通信費	276,437	289,244
賃借料	263,032	273,728
租税公課	210,000	—
保険料	140,817	—
旅費交通費	62,072	199,413
雑費	9,160	1,951,416
	1,282,998	2,713,801

[前へ](#) [次へ](#)

FC Investment Ltd.
Balance sheets as of 31 August 2008 and 2007
 (Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Current year	Prior year
Current assets			
Cash and cash equivalents	2	112,032,997	278,573,883
Accounts receivable	4	16,112,270	20,447,020
Operational investment securities	2・3	387,002,512	100,000,000
Other current assets		11,213,026	—
Total current assets		526,360,805	399,020,903
Long-term investments			
Other investment securities	2	10,000,000	10,000,000
Total long-term investments		10,000,000	10,000,000
Total assets		536,360,805	409,020,903
Liabilities			
Accounts payable	8	1,956,333	2,430,478
Total liabilities		1,956,333	2,430,478
Shareholder's Equity			
Share capital	5	115,000,000	115,000,000
Undistributed retained earnings		419,020,472	291,590,425
Net unrealized holding gains on securities		384,000	—
Total shareholder's Equity		534,404,472	406,590,425
Total Liabilities and Shareholder's Equity		536,360,805	409,020,903

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Income statements
for years ended 31 August 2008 and 2007
(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Current year	Prior year
Income			
Management fees		199,042,416	177,395,420
Loss from operational investment securities	7	(31,061,488)	(1,932,500)
Interest income		189,401	201,963
Dividends earned		540,000	—
		168,710,329	175,664,883
Expenses			
Fees and expenses	8	20,236,703	21,878,604
Legal and other professional fees		3,628,622	2,417,446
Advisory expenses		3,474,690	4,293,030
Salaries		3,024,210	2,862,020
Bank charges		521,111	464,843
Foreign exchange loss		2,243,902	658,198
Interest expenses		6,868,046	—
Other operating expenses	9	1,282,998	2,713,801
		41,280,282	35,287,942
Net income		127,430,047	140,376,941

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Statements of changes in shareholder's equity

Current year

For year from 1 September 2007 to 31 August 2008

(Expressed in Japanese Yen)

	Share capital	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains on securities	Total
Balance at beginning of year	115,000,000	291,590,425	—	406,590,425
Shares issued	—	—	—	—
Net income	—	127,430,047	—	127,430,047
Net unrealized holding gains on securities	—	—	384,000	384,000
Balance at end of year	<u>115,000,000</u>	<u>419,020,472</u>	<u>384,000</u>	<u>534,404,472</u>

Prior year

For year from 1 September 2006 to 31 August 2007

(Expressed in Japanese Yen)

	Share capital	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains or losses on securities	Total
Balance at beginning of year	115,000,000	151,213,484	(255,745)	265,957,739
Shares issued	—	—	—	—
Net income	—	140,376,941	—	140,376,941
Net unrealized holding gains on securities	—	—	255,745	255,745
Balance at end of year	<u>115,000,000</u>	<u>291,590,425</u>	<u>—</u>	<u>406,590,425</u>

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

Notes to financial statements*(Expressed in Japanese Yen)***1 The Company profile**

FC Investment Ltd. (“the Company”), which was incorporated as a wholly owned subsidiary of Fund Creation Co., Ltd. (“the Parent”) on 9 September 2003 in the Cayman Islands, is a manager of various funds and responsible for management, investment and reinvestment of the funds’ assets.

2 Significant accounting policies***(a) Basis of presenting non-consolidated financial statements***

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosures requirements of International Financial Reporting Standards.

The measurement and presentation currency of the financial statements is Japanese Yen and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the shares of the Company are issued in Japanese Yen and the Company’s operations are primarily conducted in Japanese Yen.

The accounting policies have been applied consistently by the Company.

(b) Operational investment securities

Operational investment securities comprise securities and investments in silent partnerships. Marketable securities are stated at fair value with unrealised gains or losses and reported in a separate component of shareholder’s equity, less write-offs due to permanent deterioration in the financial condition of investee companies. Non-marketable securities are stated at cost, using the moving average method. Investments in silent partnerships are stated at cost with certain adjustments calculated by equity method.

(c) Other investment securities

Other investment securities are stated at cost, using the moving average method.

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise deposits at bank.

(e) Foreign currency translation

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to Japanese Yen at balance sheet date exchange rate. Income and expense items are translated at exchange rates prevailing on the transaction date. Exchange differences arising from such transactions are included in the income statement.

3 Operational investment securities

	Current year	Prior year
FC FUND-J-GRAND ESTATE SECURITIES INVE TRUST CLASS A	120,864,000	—
FC ENTREPRENEUR FUND	100,000,000	100,000,000
Other operational investment securities	166,138,512	—
	<u>387,002,512</u>	<u>100,000,000</u>

4 Accounts receivable

	Current year	Prior year
Management fees	16,112,270	20,447,020

5 Share capital

	Current year	Prior year
<i>Authorised:</i>		
2,300 shares of JPY50,000 at 31 August	115,000,000	115,000,000
<i>Issued and paid:</i>		
2,300 shares of JPY50,000 at 31 August	115,000,000	115,000,000

6 Taxation

Under the current system of taxation in Cayman Islands, no tax is charged to income, profits or capital gains. The Company has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands exempting it from all tax on profits, income or capital gains. Accordingly, no provision for income taxes is included in the financial statements.

7 Loss from operational investment securities

	Current year	Prior year
FC GLOBAL TRUST - SVI - SUB - FUND OF FC GLOBAL FUND	—	(1,932,500)
Other loss from operational investment securities	(31,061,488)	—
	<u>(31,061,488)</u>	<u>(1,932,500)</u>

8 Related party transactions

	Current year	Prior year
Accounts payable to the Parent	—	87,121
Fees and expenses to the Parent	1,843,432	1,812,899

9 Other operating expenses

	Current year	Prior year
Other operating expenses include:		
Retirement expenses	321,480	—
Communication expenses	276,437	289,244
Rent	263,032	273,728
Tax and duties	210,000	—
Insurance expenses	140,817	—
Travel expenses	62,072	199,413
Miscellaneous expenses	9,160	1,951,416
	<u>1,282,998</u>	<u>2,713,801</u>

[前へ](#) [次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、本国における独立監査人の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

FCインベストメント・リミテッド中間貸借対照表2010年2月28日現在

(単位：円)

資産の部

流動資産

現金及び現金等価物 93,272,246

売掛金 31,268,666

その他の流動資産 292,240

流動資産合計 124,833,152

固定資産

投資有価証券 1

投資その他の資産合計 1

固定資産合計 1

資産合計 124,833,153

負債の部

流動負債

未払金 39,535,556

負債合計 39,535,556

純資産の部

株主資本

資本金 50,000,000

利益剰余金

その他利益剰余金 35,297,597

繰越利益剰余金 35,297,597

利益剰余金合計 35,297,597

株主資本合計 85,297,597

純資産合計 85,297,597

負債純資産合計 124,833,153

FC インベストメント・リミテッド中間損益計算書自2009年9月1日 至2010年2月28日

(単位：円)

営業収益

管理報酬 64,470,157

受取利息 39,640

貸倒引当金戻入 10,000,000

74,509,797**営業費用**

営業投資損失 1,025,355

支払手数料 52,862,869

法務及び専門家報酬 3,706,389

アドバイザー報酬 1,356,775

支払給与 1,356,775

銀行手数料 372,075

為替差損 1,134,503

投資有価証券評価減 9,999,999

その他営業費用 213,695

72,028,435**中間純利益**

2,481,362[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の計算でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の計算で行為する者との間で、有価証券(受益証券を除きます。)の売買もしくは貸借をなしまたは金銭の貸借をしてはならない旨、信託証書に規定されています。ただし、かかる制限は、当該取引が信託証書に定められた制限を遵守し、かつ、公認の証券市場または金融市場における、その時々、(i)当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または(ii)競争価格若しくは実勢利率によって行われる場合については、適用されません。

5 【その他】

管理会社の定款は、随時、管理会社の定款の定足数を充たした株主総会の決議により変更することができます。

管理会社の発行済株式は、2009年10月26日付で、株式会社ファンドクリエーションから株式会社ファンドクリエーショングループにすべて譲渡されました。

その他、管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じていません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 フィリップ・キャピタル・マネジメント(S)リミテッド(Phillip Capital Management (S) Limited)(「投資運用会社」)

(1) 資本金の額

2010年4月末日現在、2,000,000シンガポール・ドル(約1億3,758万円)

(注) シンガポール・ドルの円貨換算額は、平成22年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1シンガポール・ドル=68.79円)によります。(以下同じです。)

(2) 事業の内容

投資運用会社は、1999年9月2日にシンガポールで設立されました。投資運用会社は、2000年2月2日以来、シンガポールにおいてファンド運用業務を行うために、シンガポール金融庁(以下「MAS」といいます。)により付与されたキャピタル・マーケット・サービス・ライセンスを保有しています。投資運用会社は、法人顧客および小売顧客の双方に対してファンド運用サービス、金融サービスおよび投資顧問サービスを提供する認可を受けています。

投資運用会社は、アライド・アイリッシュ銀行ピーエルシー(AIB)とフィリップ・キャピタル・グループの共同事業体であるアライド・フィリップ・キャピタル・マネジメント(APCM)として1994年に営業を開始しました。その後、AIBによるジョン・ゴベット・グループの買収を受け、APCMは1997年にAIBゴベットとなりました。AIBゴベットは、法人ファンドの他に、APCM(当時)のマネージング・ディレクター兼CIOであったジェフリー・リー氏の主導のもとで、AIBゴベット・アジア・パシフィック・ファンド(1995年11月運用開始)およびAIBゴベット・グローバル・ブランド・ファンド(1997年8月運用開始)のシンガポールに拠点を置く2つの投資信託を運用していました。これら2つのファンドは、運用開始から1999年までの間に、それぞれ15%および17%の年間リターンをもたらしました。これらのファンドは、一貫して、マイクロパルにより上位四分位内に格付けされていました。フィリップ・キャピタル・グループのAIBゴベットへの投資が引き揚げられた後、1999年9月2日にフィリップ・キャピタル・マネジメント(S)リミテッドが設立されました。

投資運用会社は、現在の法人形態で運営を開始した2000年3月以来、堅実に成長しています。投資運用会社は世界的およびアジア太平洋地域におけるファンド運用において実績があり、スタンダード・アンド・プアーズおよびリップラーより27のファンド・アワードを受賞しています。2001年4月において、投資運用会社は、フィリップ・グロース・ファンド、フィリップ・インカム・ファンドおよびフィリップ・マネー・マーケット・ファンドの3つの公募投資信託を立ち上げました。

2003年11月、投資運用会社は、ゴベット・グローバル・ブランド・ファンドおよびゴベット・アジア・パシフィック・グロース・ファンドを買収し、それぞれ、フィリップ・グローバル・ブランド・ファンドとフィリップ・アジア・パシフィック・グロース・ファンドに名称を変更しました。2009年4月、投資運用会社はフィリップ・セービングス・ファンドおよびフィリップ・USD・マネー・マーケット・ファンドの運用を開始し、金融市場の分野での存在感が増しました。また、2010年5月には上場投資信託(ETF)に投資する資産配分型ファンドであるフィリップ・プロビデンド・ピー・グローバル・ポートフォリオの運用を開始しました。

投資運用会社は、徹底したリサーチおよび分析の後に投資判断を行う専心した経験豊富なファンド・マネージャーのチームを有しています。2010年4月末現在、投資運用会社が法人顧客および小売顧客から預かり、運用している資金の総規模は、8億シンガポール・ドルを超えていました。投資運用会社は、2005年度と2006年度の2年連続で、過去3ヶ年ベスト・エクイティ・グループ(エクイティ・グループ)としてエッジ・リッパーにより第一位にランク付けされました。

2 HSBCトラスティ(ケイマン)リミテッド(HSBC Trustee (Cayman) Limited)(「受託会社」「登録事務代行会社」)

(1) 資本金の額

2010年4月末日現在、1,300,000米ドル(約1億2,229万円)

(2) 事業の内容

HSBCトラスティ(ケイマン)リミテッドは1981年11月10日にケイマン諸島で免税会社として設立されました。同社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2009年改正)の規定に基づき無制限の信託会社としての免許、および、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社としての免許を受けています。

3 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)(「管理事務代行会社」)

(1) 資本金の額

2010年4月末日現在、50,000,000香港ドル(約6億550万円)

(注) 香港ドルの円貨換算額は、平成22年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=12.11円)によります。

(2) 事業の内容

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッドは1974年9月27日に香港で設立されました。同社は、香港の受託会社条例に基づく信託会社として登録されています。

4 藍澤証券株式会社(Aizawa Securities Co., Ltd.)(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

(1) 資本金の額

2010年4月末日現在、80億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

2 【関係業務の概要】

1 フィリップ・キャピタル・マネジメント(S)リミテッド(Phillip Capital Management (S) Limited)(「投資運用会社」)

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供します。

2 HSBCトラスティ(ケイマン)リミテッド(HSBC Trustee (Cayman) Limited)(「受託会社」「登録事務代行会社」)

ファンドの受託会社および支払代行業務、保管業務、管理事務代行業務(純資産価格の計算を含みます。)、記帳業務ならびに管理会社との信託証書に基づくその他の業務を行います。

受託会社は、信託証書に基づき、ファンドの運用および管理事務につき、専属的な権限および総括的な責任を有しています。受託会社は、投資運用会社に対しファンド資産の運用業務を委託しました。受託会社は、受託会社業務の一部を、管理事務代行会社であるHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ(アジア)リミテッドに付与しました。各サブ・ファンドの資産および負債は分離され、一定の場合を除き、当該サブ・ファンドの受益者に対してのみ帰属します。負債は分離され、一定の場合を除き、当該サブ・ファンドの受益者に対してのみ帰属します。

3 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)(「管理事務代行会社」)

管理事務代行業務を行います。

4 藍澤証券株式会社(Aizawa Securities Co., Ltd.)(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

3 【資本関係】

管理会社および投資運用会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2009年9月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,838であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。

- (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラルパートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2009年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続きには、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2009年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
- (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服するものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどのを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受益者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受益者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいけるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。

- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。

- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

(c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。

8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、

(a) 第8.15項の義務に従わない場合、または

(b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

(a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。

(b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグラントコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。

(c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。

8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

(a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。

(b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

(a) 規制投資信託

(b) 免許投資信託管理者

(c) 規制投資信託であった人物、または

(d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
- (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2009年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。

- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11.1 ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2007年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2007年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3. 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2009年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、英国以外のどの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）

は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
- (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
- (iv) 本規則、会社法（2009年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
- (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
- (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続きおよび投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
- (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
- (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
 - (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - (ii) 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。

- (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
- (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
- (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続きおよび条件。
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続きおよび条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
 - (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
 - (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
 - (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。

(xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

(xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。

(xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。

(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。

(xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）。

(A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。

(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。

(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

サブ・ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成21年6月30日 有価証券届出書／有価証券報告書（第2期）

平成21年9月30日 半期報告書（第3期中）／有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンドの受託会社

（ケイマン諸島の法律に基づく基本信託証書及び補遺信託証書によるユニット・トラストのシリーズ・トラスト）

当監査法人は、添付のフィリップ・アイザワ トラスト タイファンド（以下「シリーズ・トラスト」）の2008年12月31日現在の貸借対照表及び同日終了年度の損益計算書、買戻可能純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針の要約とその他注記を監査した。

財務諸表についての管理会社の責任

管理会社は香港財務報告基準に準拠して本財務諸表を作成し公正に表示する責任がある。この責任に含まれるものは、故意・過失によらず重大な虚偽表示のない財務諸表の作成及び公正表示に関する内部統制の計画、実施及び維持、適切な会計原則の選択及び適用、並びに現状において妥当な会計上の見積りの計上である。

会計監査人の責任

当監査法人の報告書は受託会社のためにのみ作成され、それ以外の目的はない。当監査法人は本報告書の内容について、その他の者に対して責任または債務を負わない。

当監査法人の責任は監査に基づき本財務諸表について意見を表明することである。当監査法人は香港監査基準に準拠して監査を実施した。香港監査基準により当監査法人は倫理的要件に従い財務諸表に重大な虚偽記載がないかについて合理的保証を得るために監査を計画し実施する。

監査は財務諸表上の金額及び開示事項についての監査証拠を得る手続きを実行することを含む。手続きの選択は、不正または過失によるかを問わず財務諸表に重大な虚偽記載があるというリスクの評価を含め、監査法人の判断によるものとする。当監査法人は、それらのリスク評価を行うにあたり、組織の内部統制の有効性について意見を表明する目的のためではなく、かかる状況において適切な監査手順を設計するという目的のため、組織による財務諸表の作成及び適正表示にかかる内部統制を検討する。監査ではさらに、適用する会計方針の適切性及び管理会社が行う会計上の見積りの妥当性評価、並びに財務諸表の表示全般の評価等を行う。

独立監査人の監査報告書(続き)

会計監査人の責任(続き)

当監査法人は入手した監査証拠が、監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信する。

意見

当監査法人は、財務諸表がフィリップ・アイザワ トラスト タイフアンドの2008年12月31日現在における財務状況及び同日終了年度の財務実績及びキャッシュフローを香港財務報告基準に準拠して真正かつ適正に表示していると考えている。

アーンスト・アンド・ヤング

2009年6月1日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Trustee of
Phillip-Aizawa Trust – Thai Fund
(A series trust of a unit trust constituted by a Master Trust Deed
and a Supplemental Trust Deed under the laws of the Cayman Islands)

We have audited the accompanying financial statements of Phillip-Aizawa Trust – Thai Fund (the "Series Trust"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2008, and the income statement, statement of changes in net assets attributable to holders of redeemable units and statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent Auditors' Report (continued)

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Phillip-Aizawa Trust – Thai Fund as of 31 December 2008, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards.

Ernst & Young

1 June 2009

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

FC インベストメント・リミテッドの株主各位

当監査法人は、FCインベストメント・リミテッドの2006年9月1日から2007年8月31日に終了する会計期間および2007年9月1日から2008年8月31日に終了する会計期間の日本円に換算された貸借対照表及び損益計算書並びに株主持分変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することである。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FCインベストメント・リミテッドの2007年及び2008年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計期間の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

[署名]

KPMG AZSA & Co

東京

2008年12月26日

[前へ](#) [次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Shareholder of
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2008 and 2007, and the related income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2008 and 2007, and the results of its operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(KPMG AZSA & Co.)

Tokyo, Japan
December 26, 2008

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

フィリップ・アイザワ トラスト タイフアンドの受託会社

（ケイマン諸島の法律に基づく基本信託証書及び補遺信託証書によるユニット・トラストのシリーズ・トラスト）

当監査法人は、添付のフィリップ・アイザワ トラストタイフアンド（以下「シリーズ・トラスト」）の2009年12月31日現在の貸借対照表、及び2009年12月31日に終了した会計年度の包括利益計算書、株主資本変動計算書、キャッシュフロー計算書、及び重要な会計方針の要約、その他の注記で構成される財務諸表を監査した。

財務諸表についての管理会社の責任

管理会社は香港財務報告基準に準拠して本財務諸表を作成し、公正に表示する責任がある。この責任に含まれるものは、故意・過失によらず重大な虚偽表示のない財務諸表の作成並びに公正表示に関する内部統制の計画、実施並びに維持、適切な会計原則の選択並びに適用、及び現状において妥当な会計上の見積もりの計上である。

会計監査人の責任

当監査法人の報告書は受託会社のためにのみ作成され、それ以外の目的はない。当監査法人は本報告書の内容について、その他の者に対して責任または債務を負わない。

当監査法人の責任は監査に基づき本財務諸表について意見を表明することである。当監査法人は、香港監査基準に準拠して監査を実施した。香港監査基準により当監査法人は倫理的要件に従い、財務諸表に重大な虚偽記載がないかについて合理的保証を得るために監査を計画し実施する。

監査は財務諸表上の金額及び開示事項についての監査証拠を得る手続きを実行することを含む。手続きの選択は、不正または過失によるかを問わず財務諸表に重大な虚偽記載があるというリスクの評価を含め、監査法人の判断によるものとする。当監査法人は、それらのリスク評価を行うにあたり、この条件のもとで適切な監査手法を計画するために、財務諸表の作成及び公正表示に関する組織の内部統制について考慮するが、組織の内部統制の有効性についての意見を表明する目的ではない。係る監査ではさらに、適用する会計方針の適切性及び管理会社が行う会計上の見積りの妥当性評価、及び財務諸表の表示全般の評価等を行う。

当監査法人は入手した監査証拠が、監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信する。

独立監査人の監査報告書(続き)

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンドの受託会社

（ケイマン諸島の法律に基づく基本信託証書及び補遺信託証書によるユニット・トラストのシリーズ・トラスト）

意見

当監査法人は、財務諸表がフィリップ・アイザワ トラスト タイファンドの2009年12月31日現在における財務状況、及び同日に終了した会計年度の財務実績及びキャッシュフローを香港財務報告基準に準拠して真正かつ適正に表示していると考えている。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2010年6月9日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Trustee of
Phillip-Aizawa Trust – Thai Fund
(A series trust of a unit trust constituted by a Master Trust Deed
and a Supplemental Trust Deed under the laws of the Cayman Islands)

We have audited the accompanying financial statements of Phillip-Aizawa Trust – Thai Fund (the “Series Trust”) which comprise the statement of financial position as at 31 December 2009 and the statement of comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent Auditor's Report (continued)

To the Trustee of
Phillip-Aizawa Trust – Thai Fund
(A series trust of a unit trust constituted by a Master Trust Deed
and a Supplemental Trust Deed under the laws of the Cayman Islands)

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Phillip-Aizawa Trust – Thai Fund as of 31 December 2009, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended 31 December 2009 in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards.

Ernst & Young Ltd

9 June 2010

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

FC インベストメントリミテッド
株 主 各 位

当監査法人は、FCインベストメントリミテッドの2008年9月1日から2009年8月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FCインベストメントリミテッドの2009年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計期間の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

[署 名]
Seiwa Audit Corporation
東京
2009年10月28日

[前へ](#) [次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Shareholder of
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2009, and the related non-consolidated income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, all expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the non-consolidated financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2009, and the results of its operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(Seiwa Audit Corporation)

Tokyo, Japan
October 28, 2009

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)